



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和元年 7 月 9 日 火曜日 第19号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

改元に伴う関係条例の整理に関する条例.....	(私学文書課).....	1
愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例.....	(財政課).....	25
愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	(税務課).....	76
愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....	( " ).....	127

## 条 例

### ○愛媛県条例第 2 号

改元に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように公布する。

令和元年 7 月 9 日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 改元に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b> (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成32年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第 2 条** 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (令和 2 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>6 平成31年 4 月 1 日から<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>までの間は、第 2 条改正後職員給与と条例第 8 条第 1 項ただし書並びに第 9 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与と条例第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「行政職 8 級職員等」とあるのは「行政職 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族(行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合(行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を</p>	<p><b>附 則</b> (平成32年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)</p> <p>6 平成31年 4 月 1 日から<u>平成32年 3 月 31 日</u>までの間は、第 2 条改正後職員給与と条例第 8 条第 1 項ただし書並びに第 9 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後職員給与と条例第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「行政職 8 級職員等」とあるのは「行政職 8 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族(行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合(行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を</p>

欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等が行政職8級以上職員等」と、同項第6号中「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8級以上職員等」とする。

欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等が行政職8級以上職員等」と、同項第6号中「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8級以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8級以上職員等」とする。

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

第3条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>39 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>39 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。</p>

(愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第 4 条** 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<b>附 則</b> <b>附則別表</b>	<b>附 則</b> <b>附則別表</b>												
<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 4 月 1 日以後</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略		平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで	省略	令和 2 年 4 月 1 日以後	省略	<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>平成32年 4 月 1 日以後</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略		平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで	省略	平成32年 4 月 1 日以後	省略
省略													
平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月31日まで	省略												
令和 2 年 4 月 1 日以後	省略												
省略													
平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで	省略												
平成32年 4 月 1 日以後	省略												

(愛媛県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第 5 条** 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例(平成31年愛媛県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
<p>この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第 67号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表 5 の表101の14の項の次に次のように加える改正規定 令和元年 6 月 1 日</p>	<p>この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第 67号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表 5 の表101の14の項の次に次のように加える改正規定 平成31年 6 月 1 日</p>

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

**第 6 条** 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
(個人の県民税の税率の特例)	(個人の県民税の税率の特例)
<p><b>第 4 条 の 2</b> 平成26年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第13条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第 7 条 の 4 の 2</b> 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和 3 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和 3 年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第 5 項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第 1 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項」とあるのは、「法附則第</p>	<p><b>第 4 条 の 2</b> 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第13条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><b>第 7 条 の 4 の 2</b> 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33 年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第 5 項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第 1 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項」とあるのは、「法附則第</p>

5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

#### 第7条の4の3 省略

##### 2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第7条の5の2** 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除)

**第7条の8** 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

**第8条** 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛(以下この項において「免税対象飼育牛」という。)に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記

5条の4の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

#### 第7条の4の3 省略

##### 2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第7条の5の2** 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除)

**第7条の8** 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

**第8条** 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛(以下この項において「免税対象飼育牛」という。)に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記

載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

## 2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

### 第10条 省略

## 2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

**第13条** 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

## 3 省略

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

**第20条** 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

(自動車取得税の非課税)

載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

## 2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

### 第10条 省略

## 2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

**第13条** 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

## 3 省略

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

**第20条** 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

(自動車取得税の非課税)



ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 省略

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（法附則第12条の2第2項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、以下の条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ 省略

(2)・(3) 省略

6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

7 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

8 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

（自動車税の税率の特例）

**第23条** 次に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていること

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 省略

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_以下

この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ・ウ 省略

(2)・(3) 省略

6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

7 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

8 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) 省略

（自動車税の税率の特例）

**第23条** 次に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で地方税法施行規則で定めるものをいう。同項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていること

により大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する令和元年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 省略

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)~(3) 省略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（法附則第12条の3第2項第4号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

(5) 省略

省略

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

により大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) 省略

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)~(3) 省略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（

次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

(5) 省略

省略

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



省略

(狩猟税の税率の特例)

第27条 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」という。)第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

省略

(狩猟税の税率の特例)

第27条 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」という。)第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に当該県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

(愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成24年愛媛県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条の7の規定は、<u>令和元年10月1日</u>以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに令和元年10月1日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこの条例の施行の日から同月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 第2条の規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例第18条の7の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに平成31年10月1日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、この条例の施行の日から同年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこの条例の施行の日から同月30日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。</p>

(愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>5 次の各号に掲げる期間内に、新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第20条の3の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき656円</p> <p>15 <u>令和元年10月1日</u>前に新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。</p> <p>16 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">附則第7項</td> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年4月1日</td> <td><u>令和元年10月1日</u></td> </tr> <tr> <td>附則第8項</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td><u>令和元年10月31日</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附則第10項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td><u>令和2年3月31日</u></td> </tr> </table>	附則第7項	省略			平成28年4月1日	<u>令和元年10月1日</u>	附則第8項	省略			平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>	省略			附則第10項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>5 次の各号に掲げる期間内に、新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第20条の3の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき656円</p> <p>15 <u>平成31年10月1日</u>前に新条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。</p> <p>16 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">附則第7項</td> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年4月1日</td> <td><u>平成31年10月1日</u></td> </tr> <tr> <td>附則第8項</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td><u>平成31年10月31日</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附則第10項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td><u>平成32年3月31日</u></td> </tr> </table>	附則第7項	省略			平成28年4月1日	<u>平成31年10月1日</u>	附則第8項	省略			平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>	省略			附則第10項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
附則第7項	省略																																				
	平成28年4月1日	<u>令和元年10月1日</u>																																			
附則第8項	省略																																				
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>																																			
省略																																					
附則第10項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>																																			
附則第7項	省略																																				
	平成28年4月1日	<u>平成31年10月1日</u>																																			
附則第8項	省略																																				
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>																																			
省略																																					
附則第10項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>																																			

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第9条** 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成28年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和元年度</u>分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び<u>令和2年度</u>以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(自動車税に関する経過措置)</p> <p>6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成31年度</u>分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び<u>平成32年度</u>以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>

10 附則第8項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第2項の規定は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

10 附則第8項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第2項の規定は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第10条** 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 施行期日 )</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第2条並びに附則第3項及び第4項の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">( 自動車税に関する経過措置 )</p> <p>4 新条例附則第23条の規定は、<u>令和元年度</u>分の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び<u>令和2年度</u>以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 施行期日 )</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第2条並びに附則第3項及び第4項の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">( 自動車税に関する経過措置 )</p> <p>4 新条例附則第23条の規定は、<u>平成31年度</u>分の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び<u>平成32年度</u>以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</p>

(愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第11条** 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 施行期日 )</p> <p>1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の3第2項の改正規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(3) 第2条及び附則第9項から第14項までの規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(4) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第14条の改正規定及び同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(5) 第3条及び附則第15項から第20項までの規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">( 県民税に関する経過措置 )</p> <p>2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第14条及び附則第5条第1項の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の県民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">( 県たばこ税に関する経過措置 )</p> <p>10 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)を同</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">( 施行期日 )</p> <p>1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の3第2項の改正規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(3) 第2条及び附則第9項から第14項までの規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(4) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第14条の改正規定及び同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(5) 第3条及び附則第15項から第20項までの規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p style="text-align: center;">( 県民税に関する経過措置 )</p> <p>2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第14条及び附則第5条第1項の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の県民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">( 県たばこ税に関する経過措置 )</p> <p>10 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)を同</p>

日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 11 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により令和2年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 12 附則第10項に規定する者は、改正法附則第12条第3項に規定する申告書を令和2年11月2日までに提出しなければならない。
- 14 附則第12項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 16 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 17 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により令和3年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 18 附則第16項に規定する者は、改正法附則第13条第3項に規定する申告書を令和3年11月1日までに提出しなければならない。
- 20 附則第18項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 11 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により平成32年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 12 附則第10項に規定する者は、改正法附則第12条第3項に規定する申告書を平成32年11月2日までに提出しなければならない。
- 14 附則第12項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 16 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 17 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、愛媛県税賦課徴収条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により平成33年10月1日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 18 附則第16項に規定する者は、改正法附則第13条第3項に規定する申告書を平成33年11月1日までに提出しなければならない。
- 20 附則第18項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

(愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成31年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b> (施行期日)	<b>附 則</b> (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条の2並びに附則第7条の5、第7条の6及び第7条の7第1項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和元年6月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第7条の4の2及び第7条の4の3の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第14条の2並びに附則第7条の5、第7条の6及び第7条の7第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第14条の2並びに附則第7条の5、第7条の6及び第7条の7第1項の規定の適用については、令和2年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条の2第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金
第14条の2第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限り。)の額
附則第7条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第14条の2第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限り。)の額
省略		
附則第7条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第14条の2第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限り。)
	省略	

(自動車税に関する経過措置)

6 新条例附則第23条の規定は、令和元年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条の2並びに附則第7条の5、第7条の6及び第7条の7第1項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年6月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第7条の4の2及び第7条の4の3の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第14条の2並びに附則第7条の5、第7条の6及び第7条の7第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第14条の2並びに附則第7条の5、第7条の6及び第7条の7第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条の2第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)を支出し、これらの寄附金
第14条の2第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)の額
附則第7条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第14条の2第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)の額
省略		
附則第7条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第14条の2第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。)
	省略	

(自動車税に関する経過措置)

6 新条例附則第23条の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(愛媛県森林環境税条例の一部改正)

第13条 愛媛県森林環境税条例(平成16年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 省略 2 平成26年度から令和元年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。 (法人の県民税の均等割の税率の特例)	(個人の県民税の均等割の税率の特例) 第3条 省略 2 平成26年度から平成31年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。 (法人の県民税の均等割の税率の特例)

**第4条** 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

**第4条** 平成17年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

（愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

**第14条** 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税）	（事業税の不均一課税）
<p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成29年1月1日から令和元年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成28年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であつて平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であつて平成29年1月1日から平成31年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成28年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

（愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第15条** 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成30年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （経過措置）	附 則 （経過措置）
<p>3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する令和元年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。</p>	<p>3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する平成31年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。</p>

（愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第16条** 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成31年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって令和2年1月1日から令和4年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって平成29年1月1日から令和元年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成28年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、<u>令和2年1月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 第2条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する<u>令和2年度分</u>までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、<u>平成32年1月1日</u>から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 第2条の規定による改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する<u>平成32年度分</u>までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。</p>

(愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第17条** 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(平成28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から<u>令和2年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)であつて、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)であつて、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間(以下「指定期間」という。)に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又</p>

は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)

第3条 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間に第3条第2項に規定する土地の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2・3 省略

(不動産取得税の課税免除及び不均一課税)

第3条 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間に第3条第2項に規定する土地の取得が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県公害防止条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 愛媛県公害防止条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例（平成31年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> この条例は、令和元年7月1日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> この条例は、平成31年7月1日から施行する。</p>

(医療法施行条例の一部改正)

第19条 医療法施行条例（平成24年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員に関する経過措置)</p>	<p><b>附 則</b> (介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員に関する経過措置)</p>



- 2 第3条に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、令和6年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定することにより行うものとする。  
（療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置）
- 5 省令第53条の2第1項の規定による届出を行った病院における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。  
（療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置）
- 8 省令第54条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。
- 10 省令第55条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。

- 2 第3条に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定することにより行うものとする。  
（療養病床を有する病院の人員の基準に関する経過措置）
- 5 省令第53条の2第1項の規定による届出を行った病院における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。  
（療養病床を有する診療所の人員の基準に関する経過措置）
- 8 省令第54条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。
- 10 省令第55条の2第1項の規定による届出を行った診療所における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

（医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第20条** 医療法施行条例の一部を改正する条例（平成30年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により、 <u>令和6年3月31日</u> までの間、既存の療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の病床数とみなされる介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）の入所定員数は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数とする。	2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により、 <u>平成36年3月31日</u> までの間、既存の療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の病床数とみなされる介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）の入所定員数は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数とする。

（愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正）

**第21条** 愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b> （処分の特例）	<b>附 則</b> （処分の特例）
3 基金は、平成30年4月1日から <u>令和6年3月31日</u> までの間、第5条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定に基づき、その一部を処分することができる。	3 基金は、平成30年4月1日から <u>平成36年3月31日</u> までの間、第5条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定に基づき、その一部を処分することができる。

（愛媛県安心子ども基金条例の一部改正）

**第22条** 愛媛県安心子ども基金条例（平成21年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
2 この条例は、 <u>令和3年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。	2 この条例は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第23条** 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
（指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例）	（指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例）
4 指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。以下この項及び次項において同じ。）の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、 <u>区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の2の6第4項の規定は、令和3年3月31日までの間、適用しない。</u>	4 指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。以下この項及び次項において同じ。）の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、 <u>区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の2の6第4項の規定は、平成33年3月31日までの間、適用しない。</u>
5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 <u>区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の2の6第4項の規定は、令和3年3月31日までの間、適用しない。</u>	5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、 <u>区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の2の6第4項の規定は、平成33年3月31日までの間、適用しない。</u>
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
（地域移行支援型ホームに関する特例）	（地域移行支援型ホームに関する特例）
7 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、 <u>令和7年3月31日までの間、第198条第1項の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。以下この項から附則第10項まで、附則第12項から第16項まで及び附則第18項において同じ。）の事業を行うことができる。</u>	7 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、 <u>平成37年3月31日までの間、第198条第1項の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。以下この項から附則第10項まで、附則第12項から第16項まで及び附則第18項において同じ。）の事業を行うことができる。</u>
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第24条** 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
（経過措置）	（経過措置）

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている指定障害者支援施設であって、第2条の規定による改正前の愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条の規定の適用を受けているものについては、第2条の規定による改正後の愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている指定障害者支援施設であって、第2条の規定による改正前の愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条の規定の適用を受けているものについては、第2条の規定による改正後の愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第25条** 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設であって、第3条の規定による改正前の同条例第5条第4項及び第6条第6項の規定の適用を受けているものについては、第3条の規定による改正後の愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和3年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設であって、第3条の規定による改正前の同条例第5条第4項及び第6条第6項の規定の適用を受けているものについては、第3条の規定による改正後の愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第26条** 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（病床の転換により開設した特別養護老人ホームの設備の基準に関する経過措置）</p> <p>13 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（病床の転換により開設した特別養護老人ホームの設備の基準に関する経過措置）</p> <p>13 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食</p>

堂及び機能訓練室とすることができることとする。

14 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

15 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

堂及び機能訓練室とすることができることとする。

14 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

15 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第27条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>（病床の転換により事業を行う医療機関併設型指定特定施設に関する経過措置）</p> <p>26 第217条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第28項において同じ。）をすることにより指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>27 第239条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>（病床の転換により事業を行う医療機関併設型指定特定施設に関する経過措置）</p> <p>26 第217条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第28項において同じ。）をすることにより指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>27 第239条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医</p>

療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

28 第219条及び第241条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

28 第219条及び第241条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第28条** 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> (病床の転換により事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置)</p> <p>24 第203条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第26項において同じ。)をすることにより指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>25 第227条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>26 第205条及び第229条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設</p>	<p><b>附 則</b> (病床の転換により事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置)</p> <p>24 第203条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第26項において同じ。)をすることにより指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>25 第227条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>26 第205条及び第229条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設</p>

設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第29条** 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(病床の転換により開設した指定介護老人福祉施設の設備の基準に関する経過措置)</p> <p>14 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。</p> <p>15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(病床の転換により開設した指定介護老人福祉施設の設備の基準に関する経過措置)</p> <p>14 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。</p> <p>15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊</p>

下にあつては、1.6メートル以上)とすることとする。

下にあつては、1.6メートル以上)とすることとする。

(愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第30条** 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(病床の転換により開設した介護老人保健施設の施設及び設備の基準に関する経過措置)</p> <p>10 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)をすることにより介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>11 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合の当該転換に係る食堂の基準は、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>12 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(病床の転換により開設した介護老人保健施設の施設及び設備の基準に関する経過措置)</p> <p>10 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)をすることにより介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。</p> <p>11 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合の当該転換に係る食堂の基準は、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>12 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p>

14 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

14 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

（愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第31条 愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> （経過措置）</p> <p>2 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（病院の療養病床等又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることとする。</p> <p>5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であつて、令和6年3月31日までの間に</p>	<p><b>附 則</b> （経過措置）</p> <p>2 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（病院の療養病床等又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることとする。</p> <p>5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に</p>



当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であって、令和6年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることとする。

当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることとする。

（愛媛県窯業技術センター整備基金条例の一部改正）

第32条 愛媛県窯業技術センター整備基金条例（平成29年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>令和2年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例**

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>別表（第2条 第4条、第7条関係）</b></p> <p>1 消防防災関係事務手数料</p>	<p><b>別表（第2条 第4条、第7条関係）</b></p> <p>1 消防防災関係事務手数料</p>

事 務	名 称	金 額
1～19 省略		
20 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600円</u> (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600円</u> (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700円</u>
21～34 省略		
35 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	火薬類保安責任者試験手数料	<u>18,000円</u>
36～50 省略		
51 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,800円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）

事 務	名 称	金 額
1～19 省略		
20 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 <u>6,500円</u> (2) 乙種危険物取扱者試験 <u>4,500円</u> (3) 丙種危険物取扱者試験 <u>3,600円</u>
21～34 省略		
35 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	火薬類保安責任者試験手数料	<u>17,000円</u>
36～50 省略		
51 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,500円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,500円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>7,900円</u> ）

52 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,900円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,400円</u> ) (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,700円</u> )
------------------------------------	------------	--

53~61 省略		
----------	--	--

62 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付手数料	(1) 第一種電気工事士免状 <u>6,000円</u> (2) 第二種電気工事士免状 <u>5,300円</u>
--	--------------	--

63 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	電気工事士免状再交付手数料	<u>2,700円</u>
--	---------------	---------------

64 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	<u>2,100円</u>
-----------------------------------	---------------	---------------

65~83 省略		
----------	--	--

84 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	<u>21,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,900円</u> )
---	----------------	--

85~90 省略		
----------	--	--

備考 省略		
-------	--	--

2 保健福祉関係事務手数料

事務	名称	金額
1~31 省略		

52 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,600円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,100円</u> ) (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,500円</u> )
------------------------------------	------------	--

53~61 省略		
----------	--	--

62 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付手数料	(1) 第一種電気工事士免状 <u>5,900円</u> (2) 第二種電気工事士免状 <u>5,200円</u>
--	--------------	--

63 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	電気工事士免状再交付手数料	<u>2,600円</u>
--	---------------	---------------

64 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	電気工事士免状書換え手数料	<u>2,000円</u>
-----------------------------------	---------------	---------------

65~83 省略		
----------	--	--

84 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	<u>20,700円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,200円</u> )
---	----------------	--

85~90 省略		
----------	--	--

備考 省略		
-------	--	--

2 保健福祉関係事務手数料

事務	名称	金額
1~31 省略		

<p>32 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。以下この項から34の項までにおいて同じ。）の申請に係る理由</p>	<p>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る理由</p>	<p>20,700円</p>
<p>33～71 省略</p>		
<p>72 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可申請手数料</p>	<p>30,300円</p>
<p>73 省略</p>		
<p>73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の9の項まで及び83の項において同</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>151,200円</u>                  (2) 第二種医薬品製造販売業許可 (3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,700円</u>                  (3) 省略                  (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和</p>
<p>32 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第36条の7第1項第1号に規定する登録を除く。以下この項から34の項までにおいて同じ。）の申請に係る理由</p>	<p>毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る理由</p>	<p>20,600円</p>
<p>33～71 省略</p>		
<p>72 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可申請手数料</p>	<p>30,200円</p>
<p>73 省略</p>		
<p>73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の9の項まで及び83の項において同</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>151,000円</u>                  (2) 第二種医薬品製造販売業許可 (3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,500円</u>                  (3) 省略                  (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和</p>

<p>じ。)、医薬部外品又は化粧品(以下この項から73の6の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>		<p>36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,700円</u> イ ア以外の場合 <u>60,400円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>60,400円</u></p>	<p>じ。)、医薬部外品又は化粧品(以下この項から73の6の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>		<p>36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,500円</u> イ ア以外の場合 <u>60,200円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>60,200円</u></p>
<p>73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>138,000円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,400円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,400円</u> イ ア以外の場合 <u>48,700円</u> (5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>48,700円</u></p>	<p>73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>137,800円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,300円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,300円</u> イ ア以外の場合 <u>48,500円</u> (5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>48,500円</u></p>
<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>91,900円</u> (2) 医薬品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。)(4)に掲げるものを除く。) <u>86,000円</u> (3) 医薬品(包装等)(医薬品、</p>	<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>91,700円</u> (2) 医薬品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。)(4)に掲げるものを除く。) <u>85,800円</u> (3) 医薬品(包装等)(医薬品、</p>

		<p>医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>48,000円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>86,000円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>40,600円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>33,900円</u></p> <p>(8) 化粧品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>40,600円</u></p> <p>(9) 化粧品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>33,900円</u></p>			<p>医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>47,800円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>85,800円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>40,400円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>33,800円</u></p> <p>(8) 化粧品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>40,400円</u></p> <p>(9) 化粧品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>33,800円</u></p>	
<p>73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>53,100円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(4)に掲げるものを除く。) <u>50,000円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>24,500円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌) <u>50,000円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般) <u>26,000円</u></p>		<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>52,900円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(4)に掲げるものを除く。) <u>49,900円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>24,300円</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌) <u>49,900円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般) <u>25,800円</u></p>	

<p>に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>		<p>(7) 医薬部外品（包装等） <u>24,500円</u> (8) 化粧品（一般） <u>26,000円</u> (9) 化粧品（包装等） <u>24,500円</u></p>	<p>に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>		<p>(7) 医薬部外品（包装等） <u>24,300円</u> (8) 化粧品（一般） <u>25,800円</u> (9) 化粧品（包装等） <u>24,300円</u></p>
<p>73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品（無菌） <u>83,800円</u> (2) 医薬品（一般） <u>78,700円</u> (3) 医薬品（包装等） <u>41,400円</u> (4) 医薬部外品（無菌） <u>83,800円</u> (5) 医薬部外品（一般） <u>36,200円</u> (6) 医薬部外品（包装等） <u>31,800円</u> (7) 化粧品（一般） <u>36,200円</u> (8) 化粧品（包装等） <u>31,800円</u></p>	<p>73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品（無菌） <u>83,600円</u> (2) 医薬品（一般） <u>78,500円</u> (3) 医薬品（包装等） <u>41,200円</u> (4) 医薬部外品（無菌） <u>83,600円</u> (5) 医薬部外品（一般） <u>36,000円</u> (6) 医薬部外品（包装等） <u>31,600円</u> (7) 化粧品（一般） <u>36,000円</u> (8) 化粧品（包装等） <u>31,600円</u></p>
<p>73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>218,900円</u> (2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>53,800円</u> (3) 省略 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>89,600円</u> (5) 医薬部外品 1品目につき<u>53,800円</u></p>	<p>73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>218,700円</u> (2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>53,600円</u> (3) 省略 (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>89,500円</u> (5) 医薬部外品 1品目につき<u>53,600円</u></p>
<p>73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査（(2)に掲げる調査を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品（無菌） <u>50,200円</u> イ 医薬品（一般） <u>29,700円</u> ウ 医薬品（包装等） <u>14,900円</u> エ 医薬部外品（無菌） <u>50,200円</u> オ 医薬部外品（一般） <u>29,700円</u> カ 医薬部外品（包装等） <u>14,900円</u> (2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設におい</p>	<p>73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査（(2)に掲げる調査を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品（無菌） <u>49,900円</u> イ 医薬品（一般） <u>29,400円</u> ウ 医薬品（包装等） <u>14,800円</u> エ 医薬部外品（無菌） <u>49,900円</u> オ 医薬部外品（一般） <u>29,400円</u> カ 医薬部外品（包装等） <u>14,800円</u> (2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設におい</p>

	<p>て行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 <u>14,900円</u></p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>108,200円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>76,000円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>39,900円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>108,200円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>76,000円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>39,900円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,700円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>		<p>て行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 <u>14,800円</u></p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>39,700円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>39,700円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,500円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>
<p>73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p> <p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>107,500円</u></p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>29,600円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>36,200円</u></p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき<u>27,</u></p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更の承認の申</p> <p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>107,200円</u></p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき<u>29,400円</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>36,000円</u></p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき<u>27,</u></p>	



請に対する審査		400円	請に対する審査		200円
73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（以下この項から73の13の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	医療機器等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>151,200円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,700円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>97,000円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 <u>133,700円</u>	73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（以下この項から73の13の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	医療機器等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>151,000円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,500円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>96,800円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 <u>133,500円</u>
73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>140,200円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>122,700円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>72,100円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 <u>122,700円</u>	73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器等製造販売業許可更新申請手数料	次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>140,000円</u> (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>122,500円</u> (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>71,900円</u> (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 <u>122,500円</u>
73の12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器等製造業登録申請手数料	<u>38,400円</u>	73の12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器等製造業登録申請手数料	<u>38,200円</u>
73の13 医薬品、医療機器	医療機器等製	<u>27,400円</u>	73の13 医薬品、医療機器	医療機器等製	<u>27,300円</u>

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査	造業登録更新申請手数料		等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査	造業登録更新申請手数料	
73の14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	151,200円	73の14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	151,000円
73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	138,000円	73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	137,800円
74 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	30,300円	74 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	30,200円
75～77 省略			75～77 省略		
78 医薬品、医療機器等の品質、有効性及	配置販売従事者身分	2,200円	78 医薬品、医療機器等の品質、有効性及	配置販売従事者身分	2,100円

び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	証明書 書換え 交付手 数料		び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	証明書 書換え 交付手 数料	
79～79の3 省略			79～79の3 省略		
79の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	30,300円	79の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	30,200円
79の5 省略			79の5 省略		
80 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	74,300円	80 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	74,100円
81 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療	医療機器修理業許可更新申請手数料	50,000円	81 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療	医療機器修理業許可更新申請手数料	49,900円

<p>機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</p>			<p>機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</p>		
<p>82 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>18,500円</p>	<p>82 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>18,400円</p>
<p>82の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品販売業許可申請手数料</p>	<p>30,300円</p>	<p>82の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品販売業許可申請手数料</p>	<p>30,200円</p>
<p>82の3 省略</p>			<p>82の3 省略</p>		
<p>83 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の基準適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>輸出入医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 製造をしようとするときに受ける調査(②に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品(無菌) 50,200円                  イ 医薬品(一般) 29,700円                  ウ 医薬品(包装等) 14,900円                  エ 医薬品(包装等) 14,900円                  オ 医薬品(包装等) 14,900円                  カ 医薬品(包装等) 14,900円                  キ 医薬品(包装等) 14,900円                  ク 医薬品(包装等) 14,900円                  ケ 医薬品(包装等) 14,900円                  コ 医薬品(包装等) 14,900円                  ケ 医薬品(包装等) 14,900円                  コ 医薬品(包装等) 14,900円                  (2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における製</p>	<p>83 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の基準適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>輸出入医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 製造をしようとするときに受ける調査(②に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品(無菌) 49,900円                  イ 医薬品(一般) 29,400円                  ウ 医薬品(包装等) 14,800円                  エ 医薬品(包装等) 14,800円                  オ 医薬品(包装等) 14,800円                  カ 医薬品(包装等) 14,800円                  キ 医薬品(包装等) 14,800円                  ク 医薬品(包装等) 14,800円                  ケ 医薬品(包装等) 14,800円                  コ 医薬品(包装等) 14,800円                  (2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における製</p>

	<p>造をしようとするときに受ける調査 <u>14,900円</u></p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>108,200円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>76,000円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>39,900円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>108,200円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>76,000円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>39,900円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,700円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>		<p>造をしようとするときに受ける調査 <u>14,800円</u></p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>39,700円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>39,700円</u>に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,500円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>
<p>84・85 省略</p>		<p>84・85 省略</p>	
<p>86 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項又は第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</p> <p><u>2,200円</u></p>	<p>86 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項又は第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証</p> <p><u>2,100円</u></p>

<p>医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>又は再生医療等製品の販売業許可証の書換え交付手数料</p>		<p>医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>又は再生医療等製品の販売業許可証の書換え交付手数料</p>	
<p>86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>医薬品販売業許可証の書換え交付手数料</p>	<p><u>2,200円</u></p>	<p>86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>医薬品販売業許可証の書換え交付手数料</p>	<p><u>2,100円</u></p>
<p>87・87の2 省略</p>			<p>87・87の2 省略</p>		
<p>87の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項、第12条第1項、第37条の2第1項、第37条の9第1項（同令第55条において準用する場合を含む。）又は第43条の4第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製造業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療</p>	<p><u>2,200円</u></p>	<p>87の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項、第12条第1項、第37条の2第1項、第37条の9第1項（同令第55条において準用する場合を含む。）又は第43条の4第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製造業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療</p>	<p><u>2,100円</u></p>

業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療機器等の製造業の登録証の書換え交付	機器等の製造業の登録証の書換え交付手数料	
87の4～113 省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者（(2)において「従業者」という。）の数が5人以上である場合 <u>2,600円</u> (2) 省略 (3) その他の場合 <u>1,700円</u>
2～15 省略		
16 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 省略 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき <u>7,000円</u> (3)・(4) 省略
17～22 省略		
23 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	<u>1,900円</u>
24～26の4 省略		
27 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき <u>2,700円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額

業、医療機器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医療機器等の製造業の登録証の書換え交付	機器等の製造業の登録証の書換え交付手数料	
87の4～113 省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者（(2)において「従業者」という。）の数が5人以上である場合 <u>2,500円</u> (2) 省略 (3) その他の場合 <u>1,600円</u>
2～15 省略		
16 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 省略 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき <u>6,900円</u> (3)・(4) 省略
17～22 省略		
23 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	<u>1,800円</u>
24～26の4 省略		
27 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき <u>2,600円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額

1 項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1頭につき700円を超えない範囲内において規則で定める金額
29～61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査（構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。）	建築物確認申請手数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>9,000円</u> (2) 省略 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>22,000円</u> (4)～(6) 省略 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>209,000円</u> (8)・(9) 省略 (備考 省略)
8の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分、それぞれ別の建築物とみなす。以下この項にお

1 項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）		
28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1頭につき690円を超えない範囲内において規則で定める金額
29～61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査（構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。）	建築物確認申請手数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> (2) 省略 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (4)～(6) 省略 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>208,000円</u> (8)・(9) 省略 (備考 省略)
8の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分、それぞれ別の建築物とみなす。以下この項にお



		<p>いて同じ。)ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>224,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>298,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>342,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>453,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>832,000円</u></p> <p>(2) 建築物の構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>154,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>192,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>211,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>453,000円</u></p>			<p>いて同じ。)ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>220,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>293,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>336,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>445,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>818,000円</u></p> <p>(2) 建築物の構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>152,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>189,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>208,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>262,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>446,000円</u></p>		
9 ~ 13	省略			9 ~ 13	省略		
14	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請に対する審査	建築物中間検査申請手数料	<p>次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>268,000円</u></p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>550,000円</u></p>	14	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請に対する審査	建築物中間検査申請手数料	<p>次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u></p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>549,000円</u></p>
15 ~ 19	省略			15 ~ 19	省略		
20	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築	公共用歩廊等の道路内にお	<u>182,000円</u>	20	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築	公共用歩廊等の道路内にお	<u>181,000円</u>

の許可の申請 に対する審査	ける建 築許可 申請手 数料		の許可の申請 に対する審査	ける建 築許可 申請手 数料	
21 建築基準法 第47条ただし 書の規定に基 づく建築の許 可の申請に対 する審査	壁面線 外にお ける建 築許可 申請手 数料	182,000円	21 建築基準法 第47条ただし 書の規定に基 づく建築の許 可の申請に対 する審査	壁面線 外にお ける建 築許可 申請手 数料	181,000円
22 建築基準法 第48条第1項 ただし書、第 2項ただし 書、第3項た だし書、第4 項ただし書、 第5項ただし 書、第6項た だし書、第7 項ただし書、 第8項ただし 書、第9項た だし書、第10 項ただし書、 第11項た だし書、第12 項ただし書、 第13項た だし書又は 第14項た だし書（これら の規定を同法 第87条第2項 若しくは第3 項又は第88条 第2項におい て準用する場 合を含む。） の規定に基 づく建築等の許 可の申請に対 する審査	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	200,000円（建築基準法第48条第16 項第1号に該当する場合にあって は132,000円、同項第2号に該当す る場合にあっては169,000円）	22 建築基準法 第48条第1項 ただし書、第 2項ただし 書、第3項た だし書、第4 項ただし書、 第5項た だし書、第6 項た だし書、第7 項た だし書、第8 項た だし書、第9 項た だし書、第10 項た だし書、 第11項た だし書、第12 項た だし書、第13 項た だし書又は 第14項た だし書（これら の規定を同法 第87条第2項 若しくは第3 項又は第88条 第2項におい て準用する場 合を含む。） の規定に基 づく建築等の許 可の申請に対 する審査	用途地 域等に おける 建築等 許可申 請手数 料	199,000円（建築基準法第48条第16 項第1号に該当する場合にあって は132,000円、同項第2号に該当す る場合にあっては169,000円）
23 建築基準法 第51条た だし書（同法第87 条第2項若し くは第3項又 は第88条第2 項において準 用する場合を 含む。）の規 定に基づく特	特殊建 築物等 敷地許 可申請 手数料	182,000円	23 建築基準法 第51条た だし書（同法第87 条第2項若し くは第3項又 は第88条第2 項において準 用する場合を 含む。）の規 定に基づく特	特殊建 築物等 敷地許 可申請 手数料	181,000円

殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査			殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査		
24 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	182,000円	24 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	181,000円
24の2 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	182,000円	24の2 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	181,000円
25 省略			25 省略		
26 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	182,000円	26 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	181,000円
27 省略			27 省略		
28 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	182,000円	28 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	181,000円
29 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	182,000円	29 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	181,000円

30～30の3 省略			30～30の3 省略		
30の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	182,000円	30の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	181,000円
31 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	182,000円	31 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	181,000円
32 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	182,000円	32 建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	181,000円
33 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	182,000円	33 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	181,000円
33の2 建築基準法第60条の	都市再生特別	182,000円	33の2 建築基準法第60条の	都市再生特別	181,000円

<p>2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料</p>	<p>2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料</p>
<p>33の3 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料</p> <p>182,000円</p>	<p>33の3 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料</p> <p>181,000円</p>
<p>33の4 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p> <p>182,000円</p>	<p>33の4 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p> <p>181,000円</p>
<p>33の5 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建</p>	<p>景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置</p> <p>182,000円</p>	<p>33の5 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建</p>	<p>景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置</p> <p>181,000円</p>

建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料		建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	
33の6・34 省略			33の6・34 省略		
35 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	182,000円	35 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	181,000円
36・36の2 省略			36・36の2 省略		
37 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	182,000円	37 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	181,000円
38～39の2 省略			38～39の2 省略		
40 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	182,000円	40 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	181,000円
41 省略			41 省略		
41の2 建築基準法第85条第	特別仮設興行	182,000円	41の2 建築基準法第85条第	特別仮設興行	181,000円

6 項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	場等建築許可申請手数料		6 項の規定に基づく特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	場等建築許可申請手数料	
42～46の4 省略			42～46の4 省略		
46の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物用途変更特別興行場等使用許可申請手数料	182,000円	46の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物用途変更特別興行場等使用許可申請手数料	181,000円
46の6～47の3 省略			46の6～47の3 省略		
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	17,900円	48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	17,700円
49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 省略 (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 13,000円	49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 省略 (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 12,000円
50・51 省略			50・51 省略		
52 採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施	業務管理者試験手数料	8,100円	52 採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施	業務管理者試験手数料	8,000円
53～69 省略			53～69 省略		
70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 270,000円 (4)・(5) 省略 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	70 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4)・(5) 省略 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合

2 項第14号八若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		680,000円 (7) 省略	2 項第14号八若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		670,000円 (7) 省略
71~76 省略			71~76 省略		
77 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(3) 省略 (4) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>49,000円</u> (5) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>70,000円</u> (6)~(8) 省略 (9) 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの <u>350,000円</u> (10) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの <u>440,000円</u>	77 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(3) 省略 (4) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>48,000円</u> (5) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>69,000円</u> (6)~(8) 省略 (9) 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの <u>340,000円</u> (10) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの <u>430,000円</u>
77の2 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の計画の変更の許可申請手数料	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる宅地造成に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額(その金額が <u>440,000円</u> を超えるときは、その手数料の金額は、 <u>440,000円</u> とする。) (1)・(2) 省略	77の2 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の計画の変更の許可申請手数料	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる宅地造成に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額(その金額が <u>430,000円</u> を超えるときは、その手数料の金額は、 <u>430,000円</u> とする。) (1)・(2) 省略
78~81 省略			78~81 省略		
82 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	業務主任者試験手数料	<u>8,100円</u>	82 砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	業務主任者試験手数料	<u>8,000円</u>
83~86 省略			83~86 省略		
87 都市計画法第29条第1項又は第2項の	開発行為許可申請手	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請	87 都市計画法第29条第1項又は第2項の	開発行為許可申請手	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請



<p>規定に基づく 開発行為の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>数料</p>	<p>に係る審査 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 ア～ウ 省略 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタ ール以上1ヘクタール未満の 場合 <u>89,000円</u> オ～ク 省略 (2) 主として、住宅以外の建築物 で自己の業務の用に供するもの の建築又は自己の業務の用に供 する特定工作物の建設の用に供 する目的で行う開発行為の許可 の申請に係る審査 次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア～オ 省略 カ 開発区域の面積が3ヘクタ ール以上6ヘクタール未満の 場合 <u>280,000円</u> キ・ク 省略 (3) その他の開発行為の許可の申 請に係る審査 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタ ール未満の場合 <u>89,000円</u> イ・ウ 省略 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタ ール以上1ヘクタール未満の 場合 <u>270,000円</u> オ・カ 省略 キ 開発区域の面積が6ヘクタ ール以上10ヘクタール未満の 場合 <u>680,000円</u> ク 省略</p>	<p>規定に基づく 開発行為の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>数料</p>	<p>に係る審査 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定め る金額 ア～ウ 省略 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタ ール以上1ヘクタール未満の 場合 <u>88,000円</u> オ～ク 省略 (2) 主として、住宅以外の建築物 で自己の業務の用に供するもの の建築又は自己の業務の用に供 する特定工作物の建設の用に供 する目的で行う開発行為の許可 の申請に係る審査 次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ次 に定める金額 ア～オ 省略 カ 開発区域の面積が3ヘクタ ール以上6ヘクタール未満の 場合 <u>270,000円</u> キ・ク 省略 (3) その他の開発行為の許可の申 請に係る審査 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタ ール未満の場合 <u>88,000円</u> イ・ウ 省略 エ 開発区域の面積が0.6ヘクタ ール以上1ヘクタール未満の 場合 <u>260,000円</u> オ・カ 省略 キ 開発区域の面積が6ヘクタ ール以上10ヘクタール未満の 場合 <u>670,000円</u> ク 省略</p>
<p>88～100の3 省略</p>			<p>88～100の3 省略</p>		
<p>101 密集市街 地における防 災街区の整備 の促進に関す る法律（平成 9年法律第49 号）第116条 第1項の規定 に基づく建築 物の敷地と道 路との関係の 特例の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>予定道 路に係 る建築 物の敷 地と道 路との 関係の 特例許 可申請 手数料</p>	<p><u>182,000円</u></p>	<p>101 密集市街 地における防 災街区の整備 の促進に関す る法律（平成 9年法律第49 号）第116条 第1項の規定 に基づく建築 物の敷地と道 路との関係の 特例の許可の 申請に対する 審査</p>	<p>予定道 路に係 る建築 物の敷 地と道 路との 関係の 特例許 可申請 手数料</p>	<p><u>181,000円</u></p>

<p>101の2～101の6 省略</p>				
<p>101の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(a)・(b) 省略</p> <p>(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>i 省略</p> <p>ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(i)～(iii) 省略</p> <p>(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 3</p>	<p>101の2～101の6 省略</p>	<p>101の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(a)・(b) 省略</p> <p>(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>i 省略</p> <p>ii 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に定める方法による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(i)～(iii) 省略</p> <p>(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 3</p>	<p>101の2～101の6 省略</p>

		<u>72,900円</u> (v)・(vi) 省略 (工) 省略 (2) 省略				<u>72,800円</u> (v)・(vi) 省略 (工) 省略 (2) 省略
101の8 省略				101の8 省略		
101の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 省略 (イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略 e 25,000平方メートル以上 <u>1,053,900円</u> イ 同号ロに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 省略 b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 <u>115,200円</u> c～e 省略 (イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a・b 省略 c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		101の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項において「一次エネルギー消費量」という。）の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 省略 (イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略 e 25,000平方メートル以上 <u>1,053,800円</u> イ 同号ロに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 省略 b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 <u>115,100円</u> c～e 省略 (イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a・b 省略 c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満

		372,900円 d・e 省略 (2) 省略			372,800円 d・e 省略 (2) 省略
101の10・101の 11 省略				101の10・101の 11 省略	
101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 省略 (イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (a)～(d) 省略 (e) 46戸以上 88,600円 b 省略 (ウ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面		101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 省略 (イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (a)～(d) 省略 (e) 46戸以上 88,500円 b 省略 (ウ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面

		<p>積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満 <u>10,600円</u></p> <p>b～f 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a)・(b) 省略</p> <p>(c) 2戸以上4戸以下 <u>75,000円</u></p> <p>(d)・(e) 省略</p> <p>(f) 46戸以上 <u>305,300円</u></p> <p>b 省略</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 同号イ<sup>(2)</sup>及びロ<sup>(2)</sup>に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a)～(e) 省略</p> <p>(f) 25,000平方メートル以上 <u>470,000円</u></p> <p>(イ) 省略</p> <p>(2) 省略</p>			<p>積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満 <u>10,500円</u></p> <p>b～f 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a)・(b) 省略</p> <p>(c) 2戸以上4戸以下 <u>74,900円</u></p> <p>(d)・(e) 省略</p> <p>(f) 46戸以上 <u>305,200円</u></p> <p>b 省略</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 同号イ<sup>(2)</sup>及びロ<sup>(2)</sup>に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a)～(e) 省略</p> <p>(f) 25,000平方メートル以上 <u>469,900円</u></p> <p>(イ) 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の13	省略		101の13	省略	
101の14	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項</p>	101の14	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項</p>

に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 46戸以上 88,600円

ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満 10,600円

(イ)～(カ) 省略

エ 省略

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア)～(ウ) 省略

(エ) 46戸以上 88,500円

ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル未満 10,500円

(イ)～(カ) 省略

エ 省略

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 性能基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 a 2戸以上4戸以下 75,000円  
 b・c 省略  
 d 46戸以上 305,300円  
 (イ) 仕様基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 a 省略  
 b 5戸以上15戸以下 62,100円  
 c 省略  
 d 46戸以上 170,200円  
 ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (ア) 省略  
 (イ) 同号口に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 a～e 省略  
 f 25,000平方メートル以上 470,000円  
 エ 省略

(ア) 性能基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 a 2戸以上4戸以下 74,900円  
 b・c 省略  
 d 46戸以上 305,200円  
 (イ) 仕様基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 a 省略  
 b 5戸以上15戸以下 62,000円  
 c 省略  
 d 46戸以上 170,100円  
 ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (ア) 省略  
 (イ) 同号口に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 a～e 省略  
 f 25,000平方メートル以上 469,900円  
 エ 省略

101の15・102  
省略

101の15・102  
省略

備考 省略

備考 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～22	省略	
23	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	<u>16,000円</u>
24・25	省略	
25の2	旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条	<u>16,000円</u>

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～22	省略	
23	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	<u>15,000円</u>
24・25	省略	
25の2	旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条	<u>15,000円</u>

に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	料			に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	料		
25の3～31 省略				25の3～31 省略			
32 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>18,200円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額 (2) 省略		32 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>17,900円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額 (2) 省略	
33～66 省略				33～66 省略			
備考 省略				備考 省略			

(家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部改正)

**第2条** 家畜保健衛生所使用料及び手数料条例(昭和25年愛媛県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
<b>第2条</b> 第1条の規定による使用料は、次のとおりとする。						<b>第2条</b> 第1条の規定による使用料は、次の通りとする。					
番号	種別	回数	料金	摘要		番号	種別	回数	料金	摘要	
1	診療室施設	1	<u>30円</u>	省略		1	診療室施設	1	<u>20円</u>	省略	
2	顕微鏡	1	<u>40</u>			2	顕微鏡	1	<u>30</u>		
3～5	省略					3～5	省略				
2 省略						2 省略					

(愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料の額)		(使用料の額)	
<b>第2条</b> 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。		<b>第2条</b> 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。	
(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>67,440円</u>	(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>66,220円</u>		
(2) その他試験、検査料 1件につき <u>37,220円</u>	(2) その他試験、検査料 1件につき <u>36,720円</u>		
(3) 省略	(3) 省略		
2 省略		2 省略	

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改 正 後

別表第1（第9条の2、別表第2、別表第3関係）

占 用 料

省略

注1 占用期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。

2～6 省略

別表第3（第9条の2関係）

土 砂 採 取 料

種 目	単 位	金 額	摘 要
土砂	1立方メートルにつき	22円	
かき込砂利	1立方メートルにつき	45円	
砂・砂利	1立方メートルにつき	57円	
栗石・玉石	1立方メートルにつき	57円	省略

注 省略

別表第4（第10条関係）

1 係留施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	860.9円	430.4円
省略			

2 野積場占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	574円	286.9円
省略			

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,076.3円	645.7円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,196.1円	777.1円
省略			
貯炭場	1平方メートル 1年につき	538.1円	382.5円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	538.1円	382.5円
	海面 1平方メートル 1年につき	275円	221.1円

注 1 占用期間が1月未満の電柱類の設置及び管類の埋設置にあつては、1の表から3の表までの規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に1.1を乗じて得た額（10銭未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とす

改 正 前

別表第1（第9条の2、別表第2、別表第3関係）

占 用 料

省略

注1 占用期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額（1円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。

2～6 省略

別表第3（第9条の2関係）

土 砂 採 取 料

種 目	単 位	金 額	摘 要
土砂	1立方メートルにつき	21円	
かき込砂利	1立方メートルにつき	44円	
砂・砂利	1立方メートルにつき	56円	
栗石・玉石	1立方メートルにつき	56円	省略

注 省略

別表第4（第10条関係）

1 係留施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	845.3円	422.6円
省略			

2 野積場占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	563.6円	281.7円
省略			

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,056.7円	633.9円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,174.3円	763円
省略			
貯炭場	1平方メートル 1年につき	528.3円	375.6円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	528.3円	375.6円
	海面 1平方メートル 1年につき	270円	217円

注 1 占用期間が1月未満の電柱類の設置及び管類の埋設置にあつては、1の表から3の表までの規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に1.08を乗じて得た額（10銭未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とす

る。

2～6 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種別	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
港 銭	旅客（13歳以上のもの）	1人1回につき	2.2円	2.2円
	旅客（6歳以上13歳未満のもの）	1人1回につき	1.1円	1.1円
	貨物	1トンにつき	2.2円	2.2円
栈橋入場料	省略			
	13歳以上の者	1人1月につき（月ぎめに限る。）	717.5円	717.5円
	自動車	1台1回につき	81.5円	81.5円
	自転車及び乳母車	1台1回につき	40.8円	40.8円
係船料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	1.1円	1.1円
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,330.3円	3,330.3円
可動橋使用料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	4.8円（4.4円）	4.8円（4.4円）
入港料	船舶（総トン数50トン未満の漁船及び渡海船を除く。）	総トン数1トン1回につき	1.1円	1.1円
貨物通過料		1トンにつき	23.7円（21.7円）	17.8円（16.2円）

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
	舗装	1平方メートル1日につき	3.9円	2.2円

る。

2～6 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種別	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
港 銭	旅客（13歳以上のもの）	1人1回につき	2.1円	2.1円
	旅客（6歳以上13歳未満のもの）	1人1回につき	1円	1円
	貨物	1トンにつき	2.1円	2.1円
栈橋入場料	省略			
	13歳以上の者	1人1月につき（月ぎめに限る。）	704.4円	704.4円
	自動車	1台1回につき	80円	80円
	自転車及び乳母車	1台1回につき	40円	40円
係船料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	1円	1円
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,269.8円	3,269.8円
可動橋使用料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	4.7円（4.4円）	4.7円（4.4円）
入港料	船舶（総トン数50トン未満の漁船及び渡海船を除く。）	総トン数1トン1回につき	1円	1円
貨物通過料		1トンにつき	23.3円（21.7円）	17.4円（16.2円）

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区分	単位	金額	
			重要港湾	地方港湾
	舗装	1平方メートル1日につき	3.8円	2.1円

野積場	未舗装	1平方メートル1日につき	2.9円	<u>1.1円</u>
上屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>400.1円</u>	
		1平方メートル1日につき	<u>34.3円</u>	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	<u>13.3円</u>	
泊地	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	<u>1.1円</u>	<u>1.1円</u>
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>27,985.9円</u>	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	<u>11,100.9円</u>	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	<u>10,615円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	<u>8,326円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	<u>4,464.6円</u>	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	<u>332円</u>	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	<u>41.9円</u>	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	<u>608.7円</u>	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>2,319.5円</u>	

野積場	未舗装	1平方メートル1日につき	2.9円	<u>1円</u>
上屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>392.9円</u>	
		1平方メートル1日につき	<u>33.6円</u>	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	<u>13円</u>	
泊地	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	<u>1円</u>	<u>1円</u>
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>27,477.1円</u>	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	<u>10,899.1円</u>	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	<u>10,422円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	<u>8,174.6円</u>	
	フォークリフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	<u>4,383.5円</u>	
照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	<u>326円</u>	
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	<u>41.1円</u>	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	<u>597.6円</u>	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>2,277.3円</u>	

駐 車 場	省略		
	専用利用以外の場合 駐車時間が6時間を超え12時間以内の場合	1台1回につき	750円
	専用利用以外の場合 駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	1,090円
	専用利用の場合	1台1月につき（月ぎめに限る。）	5,442円

注 省略

別表第6（第10条関係）

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	6.3円
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	9.4円
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	16.8円

注 省略

駐 車 場	省略		
	専用利用以外の場合 駐車時間が6時間を超え12時間以内の場合	1台1回につき	740円
	専用利用以外の場合 駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合	1台1回につき	1,070円
	専用利用の場合	1台1月につき（月ぎめに限る。）	5,343円

注 省略

別表第6（第10条関係）

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	6.2円
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	9.2円
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	16.5円

注 省略

（愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正）

第5条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第3条関係） 使用料				別表（第3条関係） 使用料				
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額	
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	2,750円	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	2,700円	
	電子用機器	1時間	1,100		食品産業関係	電子用機器	1時間	1,080
	化学用機器	1時間	1,980			化学用機器	1時間	1,940
食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	2,750	食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	2,700	
	窯業関係	焼成窯及び炉	1回		9,570	窯業関係	焼成窯及び炉	1回
		窯業用機器	1時間又は 1回	1,650			窯業用機器	1時間又は 1回
繊維産業関係	染織用機器	1時間	7,150	繊維産業関係	染織用機器	1時間	7,020	
紙産業関係	共同研究室	1平方メートル1月	1,220	紙産業関係	共同研究室	1平方メートル1月	1,190	
	研修室	1時間	2,320		研修室	1時間	2,270	
	省略				省略			
	製紙用機器	1時間	12,760		製紙用機器	1時間	12,520	

紙加工用機器	1時間	8,470
物理試験用機器	1時間	1,870
化学試験用機器	1時間	1,210
研修用機器	1時間	550

紙加工用機器	1時間	8,310
物理試験用機器	1時間	1,830
化学試験用機器	1時間	1,180
研修用機器	1時間	540

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	試験	1件	11,110円
	図案調製等	1件	34,100
食品産業関係	試験	1件	15,620
窯業関係	試験	1件	31,900
	はい土、ゆう薬顔料等調整及び加工	1件	30,030
	図案調製	1件	34,870
繊維産業関係	試験	1件	3,850
	染織整理等試作加工	1件	37,290
	図案調製	1件	33,110
紙産業関係	試験	1件	12,100
共通	分析	1成分	21,560
	省略		

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	試験	1件	10,900円
	図案調製等	1件	33,480
食品産業関係	試験	1件	15,330
窯業関係	試験	1件	31,320
	はい土、ゆう薬顔料等調整及び加工	1件	29,480
	図案調製	1件	34,230
繊維産業関係	試験	1件	3,780
	染織整理等試作加工	1件	36,610
	図案調製	1件	32,500
紙産業関係	試験	1件	11,880
共通	分析	1成分	21,160
	省略		

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

第6条 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2(第14条関係)						別表第2(第14条関係)					
土砂採取料等						土砂採取料等					
区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要	区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要
		期 間	数 量					期 間	数 量		
土砂採取料	土砂		1立方メートル	<u>22</u>	円	土砂採取料	土砂		1立方メートル	<u>21</u>	円
	かき込砂利		同	<u>45</u>			かき込砂利		同	<u>44</u>	
	砂・砂利		同	<u>57</u>			砂・砂利		同	<u>56</u>	
	栗石・玉石		同	<u>57</u>	省略		栗石・玉石		同	<u>56</u>	省略
省略						省略					
注 省略						注 省略					

(愛媛県家畜種付等手数料条例の一部改正)

第7条 愛媛県家畜種付等手数料条例(昭和33年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(手数料の額)		(手数料の額)	
第3条 手数料は、次に掲げる金額を <u>超えない</u> 範囲内において知事が定める額とする。		第3条 手数料は、次に掲げる金額を <u>こえない</u> 範囲内において知事が定める額とする。	

畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料
乳牛		1回に <u>1,550</u> つき 円		1回に <u>9,590</u> つき 円
和牛		1回に <u>1,550</u> つき 円		1回に <u>9,590</u> つき 円
馬		1回に <u>1,550</u> つき 円		
豚	1回に <u>1,060</u> つき 円	1回に <u>1,550</u> つき 円	省略	
めん羊		1回に <u>1,550</u> つき 円		
山羊		1回に <u>1,550</u> つき 円		

畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料
乳牛		1回に <u>1,520</u> つき 円		1回に <u>9,410</u> つき 円
和牛		1回に <u>1,520</u> つき 円		1回に <u>9,410</u> つき 円
馬		1回に <u>1,520</u> つき 円		
豚	1回に <u>1,040</u> つき 円	1回に <u>1,520</u> つき 円	省略	
めん羊		1回に <u>1,520</u> つき 円		
山羊		1回に <u>1,520</u> つき 円		

(愛媛県立都市公園条例の一部改正)

第8条 愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																																															
<p>(利用料金の額)</p> <p><b>第15条の11 省略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,420円</u>の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)</p> <p>有料公園施設の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道後公園</td> <td rowspan="2">球戯場</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>終日</td> <td><u>1,630円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">総合運動公園</td> <td>陸上競技場</td> <td>1日につき</td> <td><u>41,060円</u></td> </tr> <tr> <td>補助競技場</td> <td>1日につき</td> <td><u>15,030円</u></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1日につき</td> <td><u>43,450円</u></td> </tr> <tr> <td>補助体育館</td> <td>1日につき</td> <td><u>12,920円</u></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面1日につき</td> <td><u>6,110円</u></td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>1日につき</td> <td><u>10,450円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1日につき</td> <td><u>3,940円</u></td> </tr> <tr> <td>自由広場</td> <td>1日につき</td> <td><u>3,950円</u></td> </tr> <tr> <td>相撲場</td> <td>1日につき</td> <td><u>5,920円</u></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>1日につき</td> <td><u>15,430円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	種類	単位	金額	道後公園	球戯場	省略		終日	<u>1,630円</u>	省略			総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>41,060円</u>	補助競技場	1日につき	<u>15,030円</u>	体育館	1日につき	<u>43,450円</u>	補助体育館	1日につき	<u>12,920円</u>	テニスコート	1面1日につき	<u>6,110円</u>	球技場	1日につき	<u>10,450円</u>	多目的広場	1日につき	<u>3,940円</u>	自由広場	1日につき	<u>3,950円</u>	相撲場	1日につき	<u>5,920円</u>	弓道場	1日につき	<u>15,430円</u>	省略			<p>(利用料金の額)</p> <p><b>第15条の11 省略</b></p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,330円</u>の範囲内で指定管理者が定める額</p> <p>3・4 省略</p> <p>別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)</p> <p>有料公園施設の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道後公園</td> <td rowspan="2">球戯場</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>終日</td> <td><u>1,610円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">総合運動公園</td> <td>陸上競技場</td> <td>1日につき</td> <td><u>40,320円</u></td> </tr> <tr> <td>補助競技場</td> <td>1日につき</td> <td><u>14,760円</u></td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1日につき</td> <td><u>42,660円</u></td> </tr> <tr> <td>補助体育館</td> <td>1日につき</td> <td><u>12,690円</u></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面1日につき</td> <td><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>1日につき</td> <td><u>10,260円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1日につき</td> <td><u>3,870円</u></td> </tr> <tr> <td>自由広場</td> <td>1日につき</td> <td><u>3,880円</u></td> </tr> <tr> <td>相撲場</td> <td>1日につき</td> <td><u>5,820円</u></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>1日につき</td> <td><u>15,150円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		都市公園名	種類	単位	金額	道後公園	球戯場	省略		終日	<u>1,610円</u>	省略			総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>40,320円</u>	補助競技場	1日につき	<u>14,760円</u>	体育館	1日につき	<u>42,660円</u>	補助体育館	1日につき	<u>12,690円</u>	テニスコート	1面1日につき	<u>6,000円</u>	球技場	1日につき	<u>10,260円</u>	多目的広場	1日につき	<u>3,870円</u>	自由広場	1日につき	<u>3,880円</u>	相撲場	1日につき	<u>5,820円</u>	弓道場	1日につき	<u>15,150円</u>	省略		
都市公園名	種類	単位	金額																																																																																														
道後公園	球戯場	省略																																																																																															
		終日	<u>1,630円</u>																																																																																														
	省略																																																																																																
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>41,060円</u>																																																																																														
	補助競技場	1日につき	<u>15,030円</u>																																																																																														
	体育館	1日につき	<u>43,450円</u>																																																																																														
	補助体育館	1日につき	<u>12,920円</u>																																																																																														
	テニスコート	1面1日につき	<u>6,110円</u>																																																																																														
	球技場	1日につき	<u>10,450円</u>																																																																																														
	多目的広場	1日につき	<u>3,940円</u>																																																																																														
	自由広場	1日につき	<u>3,950円</u>																																																																																														
	相撲場	1日につき	<u>5,920円</u>																																																																																														
	弓道場	1日につき	<u>15,430円</u>																																																																																														
	省略																																																																																																
都市公園名	種類	単位	金額																																																																																														
道後公園	球戯場	省略																																																																																															
		終日	<u>1,610円</u>																																																																																														
	省略																																																																																																
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>40,320円</u>																																																																																														
	補助競技場	1日につき	<u>14,760円</u>																																																																																														
	体育館	1日につき	<u>42,660円</u>																																																																																														
	補助体育館	1日につき	<u>12,690円</u>																																																																																														
	テニスコート	1面1日につき	<u>6,000円</u>																																																																																														
	球技場	1日につき	<u>10,260円</u>																																																																																														
	多目的広場	1日につき	<u>3,870円</u>																																																																																														
	自由広場	1日につき	<u>3,880円</u>																																																																																														
	相撲場	1日につき	<u>5,820円</u>																																																																																														
	弓道場	1日につき	<u>15,150円</u>																																																																																														
	省略																																																																																																

	駐車場	1台1回につき	1,230円
第1号南予レクリエーション都市公園	省略		
	イベント広場	1日につき	3,950円
	オートキャンプ場	1区画1回につき	10,250円
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	15,430円
	テニスコート	1面1日につき	2,430円
	多目的広場	1日につき	7,940円
	屋内運動場	1日につき	7,420円
	球技広場	1日につき	7,940円
	省略		
	宇和海展望タワー	1人1回につき	650円
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	省略	
		入場料 1人1回につき	6,500円
	テニスコート	1面1日につき	2,430円
第5号南予レクリエーション都市公園	御荘プール	1人1回につき	650円
省略			

注 省略

別表2(第12条関係)

公園施設の設置等に係る使用料

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額	備考
省略			
県が設置する公園施設を管理する場合	1年につき	管理する公園施設及びその敷地の財産価格に100分の3を乗じて得た額に103分の110を乗じて得た額以内	

2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区分	単位	金額	備考
省略			
行商その他これに類する行為をする場合	1人 1日につき	580円	
業として写真を撮影する場合	球戯場以外の有料公園施設の区域	写真機1台 1月につき	232円
	その他の区域	写真機1台 1年につき	348円 省略
省略			

注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が1月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱その他これに類するもの、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の表の規定にかかわらず、これらの表に規定

	駐車場	1台1回につき	1,210円
第1号南予レクリエーション都市公園	省略		
	イベント広場	1日につき	3,880円
	オートキャンプ場	1区画1回につき	10,070円
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	15,150円
	テニスコート	1面1日につき	2,390円
	多目的広場	1日につき	7,800円
	屋内運動場	1日につき	7,290円
	球技広場	1日につき	7,800円
	省略		
	宇和海展望タワー	1人1回につき	640円
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	省略	
		入場料 1人1回につき	6,390円
	テニスコート	1面1日につき	2,390円
第5号南予レクリエーション都市公園	御荘プール	1人1回につき	640円
省略			

注 省略

別表2(第12条関係)

公園施設の設置等に係る使用料

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	金額	備考
省略			
県が設置する公園施設を管理する場合	1年につき	管理する公園施設及びその敷地の財産価格に100分の3を乗じて得た額に103分の108を乗じて得た額以内	

2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区分	単位	金額	備考
省略			
行商その他これに類する行為をする場合	1人 1日につき	570円	
業として写真を撮影する場合	球戯場以外の有料公園施設の区域	写真機1台 1月につき	228円
	その他の区域	写真機1台 1年につき	342円 省略
省略			

注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が1月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱その他これに類するもの、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の表の規定にかかわらず、これらの表に規定

する金額に103分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とする。  
2～5 省略

する金額に103分の108を乗じて得た額（1円未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とする。  
2～5 省略

（愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正）

**第9条** 愛媛県農林水産研究所使用料条例（昭和38年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第2条関係）</b>				<b>別表（第2条関係）</b>			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
農業関係	土壌の定量分析	1件につき	<u>4,500円</u>	農業関係	土壌の定量分析	1件につき	<u>4,400円</u>
	肥料の定量分析	1件につき	<u>5,600円</u>		肥料の定量分析	1件につき	<u>5,500円</u>
林業関係	木材の材質試験	1件につき	<u>7,400円</u>	林業関係	木材の材質試験	1件につき	<u>7,300円</u>
	木材の強度試験	1件につき	<u>21,700円</u>		木材の強度試験	1件につき	<u>21,300円</u>
	省略				省略		
水産関係	養殖水産動植物の伝染 性疾病検査	1件につき	<u>83,000円</u>	水産関係	養殖水産動植物の伝染 性疾病検査	1件につき	<u>82,000円</u>
	2 施設の使用料				2 施設の使用料		
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
林業研究センター研修室		1日につき	<u>9,500円</u>	林業研究センター研修室		1日につき	<u>9,300円</u>

（愛媛県道路占用料徴収条例の一部改正）

**第10条** 愛媛県道路占用料徴収条例（昭和43年愛媛県条例第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（占用料の額）	（占用料の額）
<b>第2条 省略</b>	<b>第2条 省略</b>
2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用に係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（同項本文の規定により100円とした場合にあつては、100円とする前の額）に <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、各年度の占用料の額に <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。	2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用に係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（同項本文の規定により100円とした場合にあつては、100円とする前の額）に <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、各年度の占用料の額に <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。
3 省略	3 省略

（愛媛県飼料検定条例の一部改正）

**第11条** 愛媛県飼料検定条例（昭和52年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第4条関係）</b>		<b>別表（第4条関係）</b>	
飼料検定手数料		飼料検定手数料	
品 目	手数料の額	品 目	手数料の額
配合飼料で飼料の安全性の確保及び		配合飼料で飼料の安全性の確保及び	



品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,600円</u>
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,400円</u>
省略	
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,700円</u>
魚粉	1件につき <u>24,500円</u>
フェザーミール	1件につき <u>29,800円</u>
備考 この表において「配合飼料」とは、法第26条第1項の規定によりその栄養成分量の <u>全て</u> につき公定規格が定められた飼料をいう。	

品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,400円</u>
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,300円</u>
省略	
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,600円</u>
魚粉	1件につき <u>24,400円</u>
フェザーミール	1件につき <u>29,700円</u>
備考 この表において「配合飼料」とは、法第26条第1項の規定によりその栄養成分量の <u>すべて</u> につき公定規格が定められた飼料をいう。	

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

**第12条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第7（第18条関係）</b>			<b>別表第7（第18条関係）</b>		
手数料を納めなければならない者	区分	金 額	手数料を納めなければならない者	区分	金 額
1～19 省略			1～19 省略		
20 法第31条の23において準用する法第7条第1項の承認を受けようとする者		<u>8,700円</u> （当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,800円）	20 法第31条の23において準用する法第7条第1項の承認を受けようとする者		<u>8,600円</u> （当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,800円）
21 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の承認を受けようとする者		<u>12,000円</u> （当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,300円）	21 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の承認を受けようとする者		<u>11,000円</u> （当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,300円）
22 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の承認を受けようとする者		<u>12,000円</u> （当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,300円）	22 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の承認を受けようとする者		<u>11,000円</u> （当該承認を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料にあつては、3,300円）
23～27 省略			23～27 省略		
備考 省略			備考 省略		

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第13条 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(手数料)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる登録等を受けようとする者は、同表の右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該登録等の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1項の規定による登録</td> <td>1件につき</td> <td><u>26,900円</u></td> </tr> <tr> <td>第3条第3項の規定による更新の登録</td> <td>1件につき</td> <td><u>26,900円</u></td> </tr> <tr> <td>第7条第1項の規定による変更の登録</td> <td>1件につき</td> <td><u>16,900円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 省略</p>	第3条第1項の規定による登録	1件につき	<u>26,900円</u>	第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき	<u>26,900円</u>	第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき	<u>16,900円</u>	省略			<p>(手数料)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる登録等を受けようとする者は、同表の右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該登録等の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1項の規定による登録</td> <td>1件につき</td> <td><u>26,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第3条第3項の規定による更新の登録</td> <td>1件につき</td> <td><u>26,800円</u></td> </tr> <tr> <td>第7条第1項の規定による変更の登録</td> <td>1件につき</td> <td><u>16,800円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 省略</p>	第3条第1項の規定による登録	1件につき	<u>26,800円</u>	第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき	<u>26,800円</u>	第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき	<u>16,800円</u>	省略		
第3条第1項の規定による登録	1件につき	<u>26,900円</u>																							
第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき	<u>26,900円</u>																							
第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき	<u>16,900円</u>																							
省略																									
第3条第1項の規定による登録	1件につき	<u>26,800円</u>																							
第3条第3項の規定による更新の登録	1件につき	<u>26,800円</u>																							
第7条第1項の規定による変更の登録	1件につき	<u>16,800円</u>																							
省略																									

(愛媛県の海を管理する条例の一部改正)

第14条 愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>別表第1(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">占 用 料</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に<u>103分の110</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>22円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>45円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>57円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>57円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	省略	種 目	単 位	料 金	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>22円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>45円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>57円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>57円</u>	省略	省略				<p>別表第1(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">占 用 料</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に<u>103分の108</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>21円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>44円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>56円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>56円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	省略	種 目	単 位	料 金	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>21円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>44円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>56円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>56円</u>	省略	省略			
省略																																																			
種 目	単 位	料 金	摘 要																																																
土砂	1立方メートル	<u>22円</u>																																																	
かき込砂利	1立方メートル	<u>45円</u>																																																	
砂・砂利	1立方メートル	<u>57円</u>																																																	
栗石・玉石	1立方メートル	<u>57円</u>	省略																																																
省略																																																			
省略																																																			
種 目	単 位	料 金	摘 要																																																
土砂	1立方メートル	<u>21円</u>																																																	
かき込砂利	1立方メートル	<u>44円</u>																																																	
砂・砂利	1立方メートル	<u>56円</u>																																																	
栗石・玉石	1立方メートル	<u>56円</u>	省略																																																
省略																																																			

(愛媛県美術館使用料条例の一部改正)

第15条 愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設使</td> <td>展示室</td> <td>1室1日につき <u>29,450円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1日につき <u>7,830円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき <u>4,680円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	省略			施設使	展示室	1室1日につき <u>29,450円</u>	講堂	1日につき <u>7,830円</u>	研修室	1日につき <u>4,680円</u>	<p>別表(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設使</td> <td>展示室</td> <td>1室1日につき <u>28,920円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1日につき <u>7,690円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき <u>4,600円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	省略			施設使	展示室	1室1日につき <u>28,920円</u>	講堂	1日につき <u>7,690円</u>	研修室	1日につき <u>4,600円</u>
種 別	単 位	金 額																									
省略																											
施設使	展示室	1室1日につき <u>29,450円</u>																									
	講堂	1日につき <u>7,830円</u>																									
	研修室	1日につき <u>4,680円</u>																									
種 別	単 位	金 額																									
省略																											
施設使	展示室	1室1日につき <u>28,920円</u>																									
	講堂	1日につき <u>7,690円</u>																									
	研修室	1日につき <u>4,600円</u>																									

用料	県民ギアラ リー	全室使用	1日につき	54,480円
		単室使用	1室1日につき	15,110円
特別利用料			1点1回につき	5,230円

用料	県民ギアラ リー	全室使用	1日につき	53,490円
		単室使用	1室1日につき	14,840円
特別利用料			1点1回につき	5,140円

(愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

**第16条** 愛媛県河川流水占用料等徴収条例(平成12年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																									
<p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <p>流 水 占 用 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電のための 流水占用料</td> <td>河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の110を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>鉱工業のため の流水占用料</td> <td>使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,560円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>		種 目	金 額	発電のための 流水占用料	河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の110を乗じて得た額	鉱工業のため の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,560円</u>	省略		<p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <p>流 水 占 用 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電のための 流水占用料</td> <td>河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の108を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>鉱工業のため の流水占用料</td> <td>使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,490円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>		種 目	金 額	発電のための 流水占用料	河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の108を乗じて得た額	鉱工業のため の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,490円</u>	省略																																									
種 目	金 額																																																										
発電のための 流水占用料	河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の110を乗じて得た額																																																										
鉱工業のため の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,560円</u>																																																										
省略																																																											
種 目	金 額																																																										
発電のための 流水占用料	河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の108を乗じて得た額																																																										
鉱工業のため の流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき 年額 <u>3,490円</u>																																																										
省略																																																											
<p><b>別表第2</b> (第2条関係)</p> <p>土 地 占 用 料</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 土地占用の期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2~6 省略</p>		省略	<p><b>別表第2</b> (第2条関係)</p> <p>土 地 占 用 料</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 土地占用の期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2~6 省略</p>		省略																																																						
省略																																																											
省略																																																											
<p><b>別表第3</b> (第2条関係)</p> <p>土石採取料その他の河川産出物採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき <u>45円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>57円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>68円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>1,730円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>3,450円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>		種 目	金 額	摘 要	土砂	1立方メートルにつき <u>45円</u>		かき込砂利	1立方メートルにつき <u>57円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき <u>68円</u>		省略			川	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,730円</u>		こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,450円</u>		石			省略			<p><b>別表第3</b> (第2条関係)</p> <p>土石採取料その他の河川産出物採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき <u>44円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>56円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき <u>66円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>1,700円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートルにつき <u>3,390円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>		種 目	金 額	摘 要	土砂	1立方メートルにつき <u>44円</u>		かき込砂利	1立方メートルにつき <u>56円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき <u>66円</u>		省略			川	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,700円</u>		こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,390円</u>		石			省略		
種 目	金 額	摘 要																																																									
土砂	1立方メートルにつき <u>45円</u>																																																										
かき込砂利	1立方メートルにつき <u>57円</u>																																																										
砂・砂利	1立方メートルにつき <u>68円</u>																																																										
省略																																																											
川	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,730円</u>																																																									
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,450円</u>																																																									
石																																																											
省略																																																											
種 目	金 額	摘 要																																																									
土砂	1立方メートルにつき <u>44円</u>																																																										
かき込砂利	1立方メートルにつき <u>56円</u>																																																										
砂・砂利	1立方メートルにつき <u>66円</u>																																																										
省略																																																											
川	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき <u>1,700円</u>																																																									
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートルにつき <u>3,390円</u>																																																									
石																																																											
省略																																																											

(愛媛県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第17条 愛媛県海岸占用料等徴収条例(平成12年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1(第2条関係)</b> 占 用 料 省略 備考 1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。 2~5 省略				<b>別表第1(第2条関係)</b> 占 用 料 省略 備考 1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。 2~5 省略			
<b>別表第2(第2条関係)</b> 土 石 採 取 料				<b>別表第2(第2条関係)</b> 土 石 採 取 料			
種 目	単 位	金 額	摘 要	種 目	単 位	金 額	摘 要
土砂	1立方メートル	<u>45円</u>		土砂	1立方メートル	<u>44円</u>	
かき込砂利	1立方メートル	<u>57円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>56円</u>	
砂・砂利	1立方メートル	<u>68円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>66円</u>	
栗石・玉石	1立方メートル	<u>117円</u>	省略	栗石・玉石	1立方メートル	<u>115円</u>	省略
転 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,729円</u>	転 石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,697円</u>
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,459円</u>		こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,396円</u>
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			

(愛媛県警察関係事務手数料条例の一部改正)

第18条 愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</b>				<b>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</b>			
事 務	名 称	金 額		事 務	名 称	金 額	
1~16の2 省略				1~16の2 省略			
17 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃取扱い講習手数料	(1) 省略 (2) その他の者に対する講習会 <u>6,900円</u>		17 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催	猟銃及び空気銃取扱い講習手数料	(1) 省略 (2) その他の者に対する講習会 <u>6,800円</u>	
18 省略				18 省略			
18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>12,700円</u>		18の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	<u>12,300円</u>	
19~24の4 省略				19~24の4 省略			
24の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格講習手数料	<u>9,800円</u>		24の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格講習手数料	<u>9,700円</u>	

25～55 省略		
56 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	機械警備業務管理者講習手数料	39,000円
57～64 省略		

備考 省略

25～55 省略		
56 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	機械警備業務管理者講習手数料	38,000円
57～64 省略		

備考 省略

(愛媛県在宅介護研修センター使用料条例の一部改正)

第19条 愛媛県在宅介護研修センター使用料条例(平成16年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
研修室	1室1日につき	<u>4,000円</u>	研修室	1室1日につき	<u>3,900円</u>
省略			省略		
備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例(平成15年愛媛県条例第63号)第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。			備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例(平成15年愛媛県条例第63号)第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。		
区分		金額	区分		金額
研修室		<u>570円</u>	研修室		<u>560円</u>
省略			省略		

(愛媛県男女共同参画センター管理条例の一部改正)

第20条 愛媛県男女共同参画センター管理条例(平成17年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)			別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,480円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>6,370円</u>
研修室	1時間につき	<u>2,730円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,680円</u>
視聴覚室	1時間につき	<u>1,460円</u>	視聴覚室	1時間につき	<u>1,440円</u>
円卓会議室	1時間につき	<u>1,170円</u>	円卓会議室	1時間につき	<u>1,150円</u>
第1会議室	1時間につき	<u>1,330円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>1,310円</u>
第2会議室	1時間につき	<u>810円</u>	第2会議室	1時間につき	<u>800円</u>
ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,330円</u>	ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,310円</u>
レクリエーション室	1時間につき	<u>2,360円</u>	レクリエーション室	1時間につき	<u>2,320円</u>
和室	1時間につき	<u>1,640円</u>	和室	1時間につき	<u>1,610円</u>
茶室	1時間につき	<u>530円</u>	茶室	1時間につき	<u>520円</u>
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

(愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部改正)

第21条 愛媛県総合社会福祉会館管理条例(平成17年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2</b> （第12条、第13条関係）			<b>別表第2</b> （第12条、第13条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1日につき	<u>22,190円</u>	多目的ホール	1日につき	<u>21,790円</u>
研修室	1日につき	<u>16,200円</u>	研修室	1日につき	<u>15,910円</u>
視聴覚室	1日につき	<u>10,800円</u>	視聴覚室	1日につき	<u>10,610円</u>
会議室	1室1日につき	<u>10,800円</u>	会議室	1室1日につき	<u>10,610円</u>
円卓会議室	1日につき	<u>7,890円</u>	円卓会議室	1日につき	<u>7,750円</u>

（愛媛国際貿易センター管理条例の一部改正）

**第22条** 愛媛国際貿易センター管理条例（平成17年愛媛県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第7条、第8条、第11条関係）			<b>別表第1</b> （第7条、第8条、第11条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大展示場	1日につき	<u>981,750円</u>	大展示場	1日につき	<u>963,900円</u>
小展示場	1日につき	<u>389,260円</u>	小展示場	1日につき	<u>382,180円</u>
屋外展示場	1日につき	<u>134,550円</u>	屋外展示場	1日につき	<u>132,100円</u>
会議室	1室1日につき	<u>88,410円</u>	会議室	1室1日につき	<u>86,810円</u>
備考 省略			備考 省略		
<b>別表第2</b> （第7条、第8条、第11条関係）			<b>別表第2</b> （第7条、第8条、第11条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	<u>23,480円</u>	指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	<u>23,060円</u>
冷暖房設備	1時間につき	<u>25,940円</u>	冷暖房設備	1時間につき	<u>25,470円</u>
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

（テクノプラザ愛媛管理条例の一部改正）

**第23条** テクノプラザ愛媛管理条例（平成17年愛媛県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> （第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）			<b>別表第1</b> （第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
テクノホール	1時間につき	<u>6,910円</u>	テクノホール	1時間につき	<u>6,780円</u>
研修室	1室1時間につき	<u>2,760円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>2,710円</u>
会議室	1室1時間につき	<u>1,930円</u>	会議室	1室1時間につき	<u>1,890円</u>
備考 省略			備考 省略		
<b>別表第2</b> （第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）			<b>別表第2</b> （第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
共同研究室	1平方メートル1月につき	<u>1,920円</u>	共同研究室	1平方メートル1月につき	<u>1,880円</u>
インキュベーター・ルーム	1平方メートル1月につき	<u>1,920円</u>	インキュベーター・ルーム	1平方メートル1月につき	<u>1,880円</u>

創業準備室	1区画1月につき	5,240円
倉庫	1平方メートル1月につき	640円
第2駐車場及び 第4駐車場	1台1月につき	3,190円

備考 省略

創業準備室	1区画1月につき	5,140円
倉庫	1平方メートル1月につき	620円
第2駐車場及び 第4駐車場	1台1月につき	3,130円

備考 省略

(愛媛県生活文化センター管理条例の一部改正)

第24条 愛媛県生活文化センター管理条例(平成17年愛媛県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第8条、第12条関係)</b>			<b>別表(第8条、第12条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大広間	1日につき	33,310円	大広間	1日につき	32,710円
洋室	1室1日につき	20,660円	洋室	1室1日につき	20,290円
和室	1室1日につき	4,300円	和室	1室1日につき	4,230円
備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
大広間	3,780円		大広間	3,720円	
洋室	2,250円		洋室	2,210円	
省略			省略		
2 省略			2 省略		

(愛媛県民文化会館管理条例の一部改正)

第25条 愛媛県民文化会館管理条例(平成17年愛媛県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第8条、第12条関係)</b>			<b>別表(第8条、第12条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	607,170円	メインホール	1日につき	596,130円
サブホール	1日につき	266,620円	サブホール	1日につき	261,780円
多目的ホール	1日につき	910,770円	多目的ホール	1日につき	894,210円
リハーサル室	1室1日につき	19,550円	リハーサル室	1室1日につき	19,200円
楽屋	1室1日につき	2,510円	楽屋	1室1日につき	2,470円
会議室	1室1日につき	189,170円	会議室	1室1日につき	185,730円
備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
メインホール	89,250円		メインホール	87,630円	
サブホール	39,180円		サブホール	38,470円	

多目的ホール	109,270円
リハーサル室	2,860円
省略	
会議室	27,220円

多目的ホール	107,290円
リハーサル室	2,810円
省略	
会議室	26,730円

(愛媛県武道館管理条例の一部改正)

**第26条** 愛媛県武道館管理条例(平成17年愛媛県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表</b> (第8条、第12条関係)			<b>別表</b> (第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
主道場	1日につき	936,880円	主道場	1日につき	919,850円
柔道場	1日につき	67,880円	柔道場	1日につき	66,650円
剣道場	1日につき	67,880円	剣道場	1日につき	66,650円
副道場	1日につき	36,970円	副道場	1日につき	36,300円
会議室	1室1時間につき	5,500円	会議室	1室1時間につき	5,400円
トレーニング施設	1人1回につき	3,130円	トレーニング施設	1人1回につき	3,080円
備考1・2 省略			備考1・2 省略		
<p>3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。</p>			<p>3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。</p>		
区 分		金 額	区 分		金 額
主道場		88,100円	主道場		86,500円
柔道場		6,790円	柔道場		6,670円
剣道場		6,790円	剣道場		6,670円
副道場		4,030円	副道場		3,960円

(愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正)

**第27条** 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例(平成19年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料及び手数料の額)	(使用料及び手数料の額)
<b>第2条</b> 省略	<b>第2条</b> 省略
2 省略	2 省略
3 前条第2項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき5,610円の範囲内で規則で定める額とする。	3 前条第2項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき5,500円の範囲内で規則で定める額とする。

(愛媛県生涯学習センター管理条例の一部改正)

**第28条** 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別利用料の額)	(特別利用料の額)
<b>第17条</b> 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につ	<b>第17条</b> 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につ



き、5,230円の範囲内で教育委員会が定める額とする。

別表（第4条、第8条、第12条関係）

区 分	単 位	金 額
パソコン演習室	1時間につき	<u>2,590円</u>
省略		
研修室	1室1時間につき	<u>2,070円</u>
演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,380円</u>
音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,350円</u>
ホール	1時間につき	<u>10,580円</u>
楽屋	1室1時間につき	<u>480円</u>
リハーサル室	1時間につき	<u>1,220円</u>
会議室	1時間につき	<u>670円</u>
ミーティングルーム	1時間につき	<u>820円</u>

備考 省略

き、5,140円の範囲内で教育委員会が定める額とする。

別表（第4条、第8条、第12条関係）

区 分	単 位	金 額
パソコン演習室	1時間につき	<u>2,550円</u>
省略		
研修室	1室1時間につき	<u>2,030円</u>
演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,350円</u>
音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,320円</u>
ホール	1時間につき	<u>10,380円</u>
楽屋	1室1時間につき	<u>470円</u>
リハーサル室	1時間につき	<u>1,200円</u>
会議室	1時間につき	<u>650円</u>
ミーティングルーム	1時間につき	<u>810円</u>

備考 省略

（愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正）

第29条 愛媛県総合科学博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																														
<p>（特別利用料の額）</p> <p>第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,230円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表第1（第4条、第8条、第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,100円</u></td> </tr> <tr> <td>2 控室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>230円</u></td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>1,630円</u></td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>900円</u></td> </tr> <tr> <td>5 会議室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>840円</u></td> </tr> <tr> <td>6 オリエンテーションルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>1,440円</u></td> </tr> <tr> <td>7 企画展示室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,180円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第2（第12条、第13条関係）</p> <p>1 展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>780円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 プラネタリウム観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>780円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>520円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,100円</u>	2 控室	1室1時間につき	<u>230円</u>	3 研修室	1室1時間につき	<u>1,630円</u>	4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>900円</u>	5 会議室	1時間につき	<u>840円</u>	6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,440円</u>	7 企画展示室	1時間につき	<u>3,180円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>780円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>780円</u>	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又	1人1回につき	<u>520円</u>	<p>（特別利用料の額）</p> <p>第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,140円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表第1（第4条、第8条、第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,040円</u></td> </tr> <tr> <td>2 控室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>1,600円</u></td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>5 会議室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>830円</u></td> </tr> <tr> <td>6 オリエンテーションルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>1,410円</u></td> </tr> <tr> <td>7 企画展示室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,120円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第2（第12条、第13条関係）</p> <p>1 展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>770円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 プラネタリウム観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>770円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>510円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,040円</u>	2 控室	1室1時間につき	<u>220円</u>	3 研修室	1室1時間につき	<u>1,600円</u>	4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>880円</u>	5 会議室	1時間につき	<u>830円</u>	6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,410円</u>	7 企画展示室	1時間につき	<u>3,120円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>770円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>770円</u>	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又	1人1回につき	<u>510円</u>
区 分	単 位	金 額																																																																													
1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,100円</u>																																																																													
2 控室	1室1時間につき	<u>230円</u>																																																																													
3 研修室	1室1時間につき	<u>1,630円</u>																																																																													
4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>900円</u>																																																																													
5 会議室	1時間につき	<u>840円</u>																																																																													
6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,440円</u>																																																																													
7 企画展示室	1時間につき	<u>3,180円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>780円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>780円</u>																																																																													
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又	1人1回につき	<u>520円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,040円</u>																																																																													
2 控室	1室1時間につき	<u>220円</u>																																																																													
3 研修室	1室1時間につき	<u>1,600円</u>																																																																													
4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>880円</u>																																																																													
5 会議室	1時間につき	<u>830円</u>																																																																													
6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,410円</u>																																																																													
7 企画展示室	1時間につき	<u>3,120円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>770円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	<u>770円</u>																																																																													
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又	1人1回につき	<u>510円</u>																																																																													

は特別支援学校の小学部若しくは  
は中学部の児童又は生徒

は特別支援学校の小学部若しくは  
は中学部の児童又は生徒

(愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正)

第30条 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																												
(特別利用料の額)			(特別利用料の額)																																												
<b>第17条</b> 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,230円</u> の範囲内で教育委員会が定める額とする。 <b>別表第1</b> (第4条、第8条、第12条関係)			<b>第17条</b> 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,140円</u> の範囲内で教育委員会が定める額とする。 <b>別表第1</b> (第4条、第8条、第12条関係)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,100円</u></td> </tr> <tr> <td>2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>850円</u></td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>810円</u></td> </tr> <tr> <td>5 会議室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>1,110円</u></td> </tr> <tr> <td>6 企画展示室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,720円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,100円</u>	2 省略			3 研修室	1室1時間につき	<u>850円</u>	4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>810円</u>	5 会議室	1時間につき	<u>1,110円</u>	6 企画展示室	1時間につき	<u>3,720円</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,040円</u></td> </tr> <tr> <td>2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>840円</u></td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>5 会議室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>1,090円</u></td> </tr> <tr> <td>6 企画展示室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,660円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,040円</u>	2 省略			3 研修室	1室1時間につき	<u>840円</u>	4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>800円</u>	5 会議室	1時間につき	<u>1,090円</u>	6 企画展示室	1時間につき	<u>3,660円</u>		
区 分	単 位	金 額																																													
1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,100円</u>																																													
2 省略																																															
3 研修室	1室1時間につき	<u>850円</u>																																													
4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>810円</u>																																													
5 会議室	1時間につき	<u>1,110円</u>																																													
6 企画展示室	1時間につき	<u>3,720円</u>																																													
区 分	単 位	金 額																																													
1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,040円</u>																																													
2 省略																																															
3 研修室	1室1時間につき	<u>840円</u>																																													
4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>800円</u>																																													
5 会議室	1時間につき	<u>1,090円</u>																																													
6 企画展示室	1時間につき	<u>3,660円</u>																																													
備考 省略			備考 省略																																												
<b>別表第2</b> (第12条、第13条関係) 展示室観覧料			<b>別表第2</b> (第12条、第13条関係) 展示室観覧料																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>780円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>770円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>770円</u>																																
区 分	単 位	金 額																																													
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>780円</u>																																													
区 分	単 位	金 額																																													
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>770円</u>																																													

(えひめ青少年ふれあいセンター管理条例の一部改正)

第31条 えひめ青少年ふれあいセンター管理条例(平成20年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																														
<b>別表</b> (第11条関係)			<b>別表</b> (第11条関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>宿泊利用</th> <th>日帰り利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>1人1泊につき <u>310円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生</td> <td>1人1泊につき <u>620円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)</td> <td>1人1泊につき <u>940円</u></td> <td>1人1日につき <u>310円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額		宿泊利用	日帰り利用	1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1泊につき <u>310円</u>	省略	2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき <u>620円</u>	省略	3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)	1人1泊につき <u>940円</u>	1人1日につき <u>310円</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>宿泊利用</th> <th>日帰り利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>1人1泊につき <u>300円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生</td> <td>1人1泊につき <u>610円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)</td> <td>1人1泊につき <u>920円</u></td> <td>1人1日につき <u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額		宿泊利用	日帰り利用	1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1泊につき <u>300円</u>	省略	2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき <u>610円</u>	省略	3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)	1人1泊につき <u>920円</u>	1人1日につき <u>300円</u>		
		区 分	金 額																														
宿泊利用	日帰り利用																																
1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1泊につき <u>310円</u>	省略																															
2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき <u>620円</u>	省略																															
3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)	1人1泊につき <u>940円</u>	1人1日につき <u>310円</u>																															
区 分	金 額																																
	宿泊利用	日帰り利用																															
1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1泊につき <u>300円</u>	省略																															
2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき <u>610円</u>	省略																															
3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)	1人1泊につき <u>920円</u>	1人1日につき <u>300円</u>																															

( 萬翠荘管理条例の一部改正 )

第32条 萬翠荘管理条例 ( 平成20年愛媛県条例第34号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表 ( 第 8 条、第12条関係 )			別表 ( 第 8 条、第12条関係 )		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
展示室	1 室 1 日につき	<u>4,810円</u>	展示室	1 室 1 日につき	<u>4,730円</u>
備考 第 4 条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1 時間 ( 利用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。 ) につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考 第 4 条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1 時間 ( 利用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。 ) につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分		金 額	区 分		金 額
展示室		<u>730円</u>	展示室		<u>720円</u>

附 則

( 施行期日 )

- この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 第 5 条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) 以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 第 3 条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 4 条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第 1 及び別表第 3 から別表第 6 までの規定、第 6 条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第 2 の規定、第 8 条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表 2 の規定 ( 同表第 1 号の表の規定を除く。 )、第 9 条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第 2 条第 2 項の規定、第14条の規定による改正後の愛媛県海の海を管理する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第 1 から別表第 3 までの規定、第17条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第19条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定並びに第27条の規定による改正後の愛媛県子ども療育センター使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定は、施行日以後の試験、検査、鑑定、調査、研究、分析、使用、占用等 ( 以下「試験等」という。 ) に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日以後の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料、施行日前の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日前の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日前の文書等の交付及び面談に係る手数料並びに施行日以後の試験等に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日以後の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第 8 条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表 2 の規定 ( 同表第 2 号の表の規定を除く。 ) は、公園施設の設置又は管理に係る使用料で施行日以後の期間に係るものうち施行日以後に徴収するものについて適用し、公園施設の設置又は管理に係る使用料で施行日前の期間に係るもの及び公園施設の設置又は管理に係る使用料で施行日以後の期間に係るものうち施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第28条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例第17条の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例第17条の規定及び第30条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例第17条の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第 1 項、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第 1 項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例第15条第 1 項に規定する特別利用 ( 以下「特別利用」という。 ) に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 第 8 条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第 2 項第 5 号及び別表 1 の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県総合社会福祉会館管理条例別表第 2 の規定、第22条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第23条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第24条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第26条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第28条の規定による改正後の愛

媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセンター管理条例別表の規定並びに第32条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日以前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日以前に指定管理者がその全額について収受したのものについては、なお従前の例による。

○愛媛県条例第4号

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年 7月 9日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p><b>第18条の2</b> 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 省略 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の1</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7	<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p><b>第18条の2</b> 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 省略 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の1.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の9.6</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6																																

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
ア・イ 省略  
ウ 各事業年度の所得に100分の1 を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7 を乗じて得た金額
- (自動車税の環境性能割の税率)

**第42条の4** 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(法第149条第1項第4号イ<sup>(2)</sup>に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、以下この項、次項及び第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
ア・イ 省略  
ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額
- (自動車税の環境性能割の税率)

**第42条の4** 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(法第149条第1項第4号イ<sup>(3)</sup>に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) 省略

安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（次項第3号ウ(7)において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

エ 省略

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車

\_\_\_のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定め

（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（次項第2号ウ(7)において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 省略

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) 省略



る窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効  
率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地  
方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素  
酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定め  
る窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素  
酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定め  
る窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効  
率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ  
クのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則  
で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化  
物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準  
に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超  
えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、  
次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるも  
の

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物  
及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定  
める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えな  
いこと。

(イ) 省略

エ 省略

3 省略

4 第1項(第1号アからウまでに係る部分に限る。)及び第2項  
(第1号アからウまでに係る部分に限る。)の規定は、平成32年  
度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効  
率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエ

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ  
クのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則  
で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中  
量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の  
9を超えないこと。

(ウ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、  
次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるも  
の

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 省略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、  
次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるも  
の

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重  
量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9  
を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効  
率以上であること。

オ 省略

3 省略

4 第1項(第1号ア及びイ \_\_\_\_\_ に係る部分に限る。)及び第2項  
(第1号ア \_\_\_\_\_ に係る部分に限る。)の規定は、平成32年  
度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効  
率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエ

エネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	省略 法第149条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、 <u>以下この項、次項及び第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。</u>	省略
第1項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
第1項第1号ウ(イ)	省略	
第2項第1号ア(イ)	省略	
第2項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（自動車税の種別割の税率）

**第43条** 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

営業用

省略

自家用

総排気量が1リットル以下のもの

年額 25,000円

総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの

年額 30,500円

総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの

年額 36,000円

総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの

年額 43,500円

総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの

年額 50,000円

総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの

年額 57,000円

総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの

エネルギー消費効率を算定していない自動車であつて平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(ウ)	省略 法第149条第1項第4号イ(3)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、 <u>_____第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。</u>	省略
第1項第1号イ(ウ)	省略	
第2項第1号ア(ウ)	省略	

（自動車税の種別割の税率）

**第43条** 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

営業用

省略

自家用

総排気量が1リットル以下のもの

年額 29,500円

総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの

年額 34,500円

総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの

年額 39,500円

総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの

年額 45,000円

総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの

年額 51,000円

総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの

年額 58,000円

総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの

年額	65,500円
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	
年額	75,500円
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	
年額	87,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	
年額	110,000円

(2)～(4) 省略

(5) その他

キャンピング車

総排気量が1リットル以下のもの	
年額	20,000円
総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	
年額	24,400円
総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	
年額	28,800円
総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	
年額	34,800円
総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	
年額	40,000円
総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	
年額	45,600円
総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	
年額	52,400円
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	
年額	60,400円
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	
年額	69,600円
総排気量が6リットルを超えるもの	
年額	88,000円

省略

2・3 省略

(不動産取得税の申告事項)

第67条の3 省略

2・3 省略

4 地方税法施行規則第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定による補正の方法の申出は、第1項に規定する申告書に次の各号に掲げる事項を記載し、申出書及び当該申出が区分所有者全員の協議に基づくものであることを証する書面を添付してしなければならない。

(1)～(3) 省略

5～9 省略

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産\_\_\_\_\_に係る譲渡期限の延長等の特例)

第16条の6 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(同条第1項に規定

年額	66,500円
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	
年額	76,500円
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	
年額	88,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	
年額	111,000円

(2)～(4) 省略

(5) その他

キャンピング車

総排気量が1リットル以下のもの	
年額	23,600円
総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	
年額	27,600円
総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	
年額	31,600円
総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	
年額	36,000円
総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	
年額	40,800円
総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	
年額	46,400円
総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	
年額	53,200円
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	
年額	61,200円
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	
年額	70,400円
総排気量が6リットルを超えるもの	
年額	88,800円

省略

2・3 省略

(不動産取得税の申告事項)

第67条の3 省略

2・3 省略

4 地方税法施行規則第7条の3第3項\_\_\_\_\_の規定による補正の方法の申出は、第1項に規定する申告書に次の各号に掲げる事項を記載し申出書及び当該申出が区分所有者全員の協議に基づくものであることを証する書面を添付してしなければならない。

(1)～(3) 省略

5～9 省略

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

する土地等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)をした場合には、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡

をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3

**第16条の6** その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(法附則第44条の2第1項 \_\_\_\_\_ の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3

まで、第35条（震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

5 前各項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（法人の事業税の税率の特例）

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

まで、第35条（震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項（法附則第44条の2第1項 \_\_\_\_\_ の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（法人の事業税の税率の特例）

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6
-------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

第22条の7 省略

(自動車税の環境性能割の非課税に係る路線)

第22条の8 法附則第12条の2の10第1項の条例で定める路線は、次の各号のいずれにも該当する路線とする。

- (1) 地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けて一般乗合用のバスを運行する路線
- (2) 知事が地域住民の生活に必要と認めた路線

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の9 省略

2 自家用の乗用車に対する第42条の4第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 次に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び次条第3項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び次条第3項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第42条の4第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに最初の第42条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の4第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度)

第22条の7 省略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の8 省略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 次に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び次条第3項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び次条第3項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。))並びに

第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車(平成18年3月31日 \_\_\_\_\_ までに最初の第42条の2第3項に規定する新規登録(以下この条 \_\_\_\_\_ において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の4第1項第2号に規定する軽油自動車 \_\_\_\_\_ その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度)

省略		
省略		
省略		

省略		
第1項第1号の表自家用の項	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
省略		
第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
省略		

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第43条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第42条の4第1項第1号ア(ア)に規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合するもの又は同法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた同項第1号ア(ア)に規定する排出ガス保安基準で同省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので



同省令で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第1号ア(7) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(7) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(4)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第2号ア(7) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(7) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、第42条の4第1項第3号ア(7) aに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号ア(7) bに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号の表自家用の項	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円

	110,000円	27,500円
第 1 項第 2 号の表営業用の項	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第 1 項第 2 号の表営業用けん引自動車 の項	15,100円	4,000円
	7,500円	2,000円
第 1 項第 2 号の表自家用の項	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第 1 項第 2 号の表自家用けん引自動車 の項	20,600円	5,500円
	10,200円	3,000円
第 1 項第 3 号の表営業用一般乗合用 バスの項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第 1 項第 3 号の表営業用その他の項	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第 1 項第 3 号の表自家用の項	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円

第1項第4号の表	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号の表キャンピング車の項	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	5,500円
	7,600円	2,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	3,000円
	4,200円	1,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	2,500円
	13,200円	3,500円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項の表自家用の項	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第43条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつ

て、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号の表自家用の項	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	50,000円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	110,000円	55,000円
第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号の表営業用けん引自動車 の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第1項第2号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円

第1項第2号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第1項第3号の表営業用一般乗合用バスの項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号の表キャンピング車の項	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
88,000円	44,000円	
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円

第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

**第24条** 愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年愛媛県条例第4号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車又はキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第43条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車 次のアからコまでに掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、それぞれアからコまでに定める額

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 29,500円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの  
年額 34,500円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの  
年額 39,500円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの  
年額 45,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの  
年額 51,000円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの  
年額 58,000円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの  
年額 66,500円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの  
年額 76,500円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの  
年額 88,000円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

(2) キャンピング車 次のアからコまでに掲げるキャンピング車の区分に応じ、それぞれアからコまでに定める額

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 23,600円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの  
年額 27,600円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの  
年額 31,600円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの  
年額 36,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの

年額 40,800円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの

年額 46,400円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの

年額 53,200円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの

年額 61,200円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの

年額 70,400円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円

2 第43条第3項の規定は、前項の規定の適用を受けるキャンピング車について準用する。

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車(これらの自動車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車又はガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車に該当するものを除く。)のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	33,900円
第1号イ	34,500円	39,600円
第1号ウ	39,500円	45,400円
第1号エ	45,000円	51,700円
第1号オ	51,000円	58,600円
第1号カ	58,000円	66,700円
第1号キ	66,500円	76,400円
第1号ク	76,500円	87,900円
第1号ケ	88,000円	101,200円
第1号コ	111,000円	127,600円
第2号ア	23,600円	27,100円
第2号イ	27,600円	31,700円
第2号ウ	31,600円	36,300円
第2号エ	36,000円	41,400円
第2号オ	40,800円	46,900円
第2号カ	46,400円	53,300円
第2号キ	53,200円	61,100円
第2号ク	61,200円	70,300円
第2号ケ	70,400円	80,900円
第2号コ	88,800円	102,100円

4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平

成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	7,500円
第1号イ	34,500円	9,000円
第1号ウ	39,500円	10,000円
第1号エ	45,000円	11,500円
第1号オ	51,000円	13,000円
第1号カ	58,000円	14,500円
第1号キ	66,500円	17,000円
第1号ク	76,500円	19,500円
第1号ケ	88,000円	22,000円
第1号コ	111,000円	28,000円
第2号ア	23,600円	6,000円
第2号イ	27,600円	7,000円
第2号ウ	31,600円	8,000円
第2号エ	36,000円	9,000円
第2号オ	40,800円	10,500円
第2号カ	46,400円	12,000円
第2号キ	53,200円	13,500円
第2号ク	61,200円	15,500円
第2号ケ	70,400円	18,000円
第2号コ	88,800円	22,500円

5 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	15,000円
第1号イ	34,500円	17,500円
第1号ウ	39,500円	20,000円
第1号エ	45,000円	22,500円
第1号オ	51,000円	25,500円
第1号カ	58,000円	29,000円
第1号キ	66,500円	33,500円
第1号ク	76,500円	38,500円
第1号ケ	88,000円	44,000円
第1号コ	111,000円	55,500円



第2号ア	23,600円	12,000円
第2号イ	27,600円	14,000円
第2号ウ	31,600円	16,000円
第2号エ	36,000円	18,000円
第2号オ	40,800円	20,500円
第2号カ	46,400円	23,500円
第2号キ	53,200円	27,000円
第2号ク	61,200円	31,000円
第2号ケ	70,400円	35,500円
第2号コ	88,800円	44,500円

第25条及び第26条 削除

第24条から第26条まで 削除

**第2条** 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、 自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第43条第1項の規定 の適用については、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登 録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当 該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が令和4年4月1日か ら令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令 和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。</u></p> <p><b>第24条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング 車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の 適用については、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条 の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車又は当該 キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限 る。）に限り、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平 成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を 受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表 の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>第1号ア</td> <td style="text-align: center;">29,500円</td> <td style="text-align: center;">7,500円</td> </tr> <tr> <td>第1号イ</td> <td style="text-align: center;">34,500円</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td>第1号ウ</td> <td style="text-align: center;">39,500円</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>第1号エ</td> <td style="text-align: center;">45,000円</td> <td style="text-align: center;">11,500円</td> </tr> <tr> <td>第1号オ</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> </tr> <tr> <td>第1号カ</td> <td style="text-align: center;">58,000円</td> <td style="text-align: center;">14,500円</td> </tr> </table>	第1号ア	29,500円	7,500円	第1号イ	34,500円	9,000円	第1号ウ	39,500円	10,000円	第1号エ	45,000円	11,500円	第1号オ	51,000円	13,000円	第1号カ	58,000円	14,500円
第1号ア	29,500円	7,500円																	
第1号イ	34,500円	9,000円																	
第1号ウ	39,500円	10,000円																	
第1号エ	45,000円	11,500円																	
第1号オ	51,000円	13,000円																	
第1号カ	58,000円	14,500円																	

第 1 号キ	66,500円	17,000円
第 1 号ク	76,500円	19,500円
第 1 号ケ	88,000円	22,000円
第 1 号コ	111,000円	28,000円
第 2 号ア	23,600円	6,000円
第 2 号イ	27,600円	7,000円
第 2 号ウ	31,600円	8,000円
第 2 号エ	36,000円	9,000円
第 2 号オ	40,800円	10,500円
第 2 号カ	46,400円	12,000円
第 2 号キ	53,200円	13,500円
第 2 号ク	61,200円	15,500円
第 2 号ケ	70,400円	18,000円
第 2 号コ	88,800円	22,500円

5 第 1 項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち、前条第 3 項各号に掲げるものに対する第 1 項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第 1 項又は第 2 項の規定により当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が平成31年 4月 1日から令和元年 9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 2 年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第 1 項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号ア	29,500円	15,000円
第 1 号イ	34,500円	17,500円
第 1 号ウ	39,500円	20,000円
第 1 号エ	45,000円	22,500円
第 1 号オ	51,000円	25,500円
第 1 号カ	58,000円	29,000円
第 1 号キ	66,500円	33,500円
第 1 号ク	76,500円	38,500円
第 1 号ケ	88,000円	44,000円
第 1 号コ	111,000円	55,500円
第 2 号ア	23,600円	12,000円
第 2 号イ	27,600円	14,000円
第 2 号ウ	31,600円	16,000円
第 2 号エ	36,000円	18,000円
第 2 号オ	40,800円	20,500円
第 2 号カ	46,400円	23,500円
第 2 号キ	53,200円	27,000円
第 2 号ク	61,200円	31,000円
第 2 号ケ	70,400円	35,500円
第 2 号コ	88,800円	44,500円

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成28年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 賦課徴収</p> <p>第1節 普通税</p> <p>第1款～第5款 省略</p> <p>第6款 <u>ゴルフ場利用税(第21条 第38条)</u></p> <p>第7款 省略</p> <p>第8款 <u>自動車税</u></p> <p>第1目 <u>通則(第42条 第42条の3)</u></p> <p>第2目 <u>環境性能割(第42条の4 第42条の7)</u></p> <p>第3目 <u>種別割(第43条 第47条の2)</u></p> <p>第9款～第11款 省略</p> <p>第2節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>(県税として課する税目)</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(納税地)</p> <p>第4条 県税の納税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>自動車税 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつている物として地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)で定めるものを含む。)のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のももの(以下自動車税について「自動車」という。)の主たる定置場の所在地</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>2 知事は、<u>自動車税の賦課徴収上必要があると認めるときは、前項第8号</u>の規定にかかわらず、別に納税地を定めることができる。</p> <p>(徴収金の納付等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 徴収金の納付、納入又は払込みには、知事が定める様式の納税通知書又は払込書を添付しなければならない。ただし、<u>第42条の6、第47条第2項及び第3項、第47条の2又は第64条の規定によ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 賦課徴収</p> <p>第1節 普通税</p> <p>第1款～第5款 省略</p> <p>第6款 <u>ゴルフ場利用税(第21条 第33条の4)</u></p> <p>第7款 <u>自動車取得税(第34条 第38条)</u></p> <p>第7款の2 省略</p> <p>第8款 <u>自動車税(第42条 第47条の2)</u></p> <p>第9款～第11款 省略</p> <p>第2節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附則</p> <p>(県税として課する税目)</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>省略</p> <p><u>自動車取得税</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(納税地)</p> <p>第4条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) <u>自動車税 自動車</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の主たる定置場の所在地</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 知事は、<u>自動車取得税又は自動車税の賦課徴収上必要があると認めるときは、前項第7号又は第9号の規定にかかわらず、別に納税地を定めることができる。</u></p> <p>(徴収金の納付等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 徴収金の納付、納入又は払込みには、知事が定める様式の納税通知書又は払込書を添付しなければならない。ただし、<u>第37条</u>、<u>第47条第2項及び第3項、第47条の2又は第64条の規定によ</u></p>

る徴収金の納付にあつては、この限りでない。

( 県民税の税率 )

**第13条 省略**

2・3 省略

4 県民税の法人税割の税率は、100分の1とする。

5～8 省略

( 寄附金税額控除 )

**第14条の2** 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令

第7条の17各号に規定するもの

(3) 省略

2 省略

第34条から第38条まで 削除

る徴収金の納付にあつては、この限りでない。

( 県民税の税率 )

**第13条 省略**

2・3 省略

4 県民税の法人税割の税率は、100分の3.2とする。

5～8 省略

( 寄附金税額控除 )

**第14条の2** 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 省略

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第7条の17各号に規定するもの

(3) 省略

2 省略

**第7款 自動車取得税**

( 自動車取得税の納税義務者等 )

**第34条** 自動車取得税は、自動車(法第113条第1項の自動車をいう。以下自動車取得税について同じ。)の取得に対し、自動車の取得価額(法第118条第2項の規定により取得価額とみなされる額を含む。以下同じ。)を課税標準として、当該自動車の取得者に課する。

2 自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を自動車の取得(法第113条第1項の自動車の取得をいう。以下この款及び第76条の3において同じ。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

4 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第42条の2に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該

運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第2項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

5 法施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の税率）

**第35条** 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

（自動車取得税の申告納付の期限）

**第36条** 自動車を取得した者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に定める時又は日までとする。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

（自動車取得税の納付の方法）

**第37条** 自動車取得税の納税義務者は、申告に係る自動車取得税額を納付する場合（税額に合わせて延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に県が発行する証紙をはつてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙をはることに代えて、自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

（自動車取得税の減免）

**第38条** 知事は、次の各号に掲げる自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(1) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車を当該災害のやんだ日以後6月以内に取得した場合における当該自動車の取得

(1)の2 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得

(2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」とい

第7款 省略

第8款 自動車税

第1目 通則

(自動車税の納税義務者等)

**第42条** 自動車税は、自動車に対し、法第156条に規定する通常の取得価額を課税標準として当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税の種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税の種別割を課する。

(自動車税のみならず課税)

**第42条の2** 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この款及び第76条の3において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の令で定める自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該

う。)若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)(以下「身体障害者等」と総称する。)、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車(営業用を除く。)に係る当該身体障害者等の取得(当該身体障害者が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で必要と認められたもの

(4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車(営業用に限る。)の取得で必要と認められたもの

(5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車の取得で必要と認められたもの

(6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得(次号の規定の適用を受けるものを除く。)で必要と認められたもの

(7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車(身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限る。)の取得(第5号の規定の適用を受けるものを除く。)で必要と認められたもの

(8) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得で必要と認められたもの

第7款の2 省略

第8款 自動車税

(自動車税の納税義務者等)

**第42条** 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第3条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、その所有者に \_\_\_\_\_ 課する。

2 自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

3 自動車の所有者が法第146条第1項の規定によつて自動車税 \_\_\_\_\_ を課することができない者である場合においては、第1項の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税 \_\_\_\_\_ を課する。

販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この款及び第74条第2項において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課する。  
（自動車税の非課税の範囲）

**第42条の3** 法第148条第2項の条例で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (2) 血液事業の用に供する自動車
- (3) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が定める自動車

第2目 環境性能割

（自動車税の環境性能割の税率）

**第42条の4** 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（法第149条第1項第4号イ<sup>(3)</sup>に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項及び第4項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（次項第2号ウ(ア)において「平成28年軽油重量車基



準」という。)に適合すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものの

- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。  
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。  
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。  
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。  
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項(これらの規定を次項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(ウ)	令和2年度以降	平成22年度以降
	法第149条第1項第4	以下この号及び次項第

	号イ(3)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)	1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)	エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、次項及び第4項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号ア(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

(自動車税の環境性能割の申告納付の期限)

**第42条の5** 自動車の取得者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までとする。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号及び第74条第2項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

(自動車税の環境性能割の納付の方法)

**第42条の6** 自動車税の環境性能割の納税義務者は、申告に係る環境性能割額を納付する場合(税額に合わせて延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書に県が発行する証紙を貼つてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙を貼ることに代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

(自動車税の環境性能割の減免)

**第42条の7** 知事は、次に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により、自動車税の環境性能割を減免することができる。

- (1) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車又は三輪以上の軽自動車(道路運送車両法第3条に規定する軽自動車(軽自動車に付加して一体となつている物として令で定めるものを含む。)をいう。)に代わるものと認められる自動車を当該災害のやんだ日以後6月以内に取得した場合における当該自

自動車

- (2) 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車
- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」と総称する。）、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（営業用のものを除く。）のうち、当該身体障害者等（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者を含む。）が取得したもので必要と認められたもの
- (4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用のものに限る。）で必要と認められたもの
- (5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車が必要と認められたもの
- (6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（次号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限り、第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認められたもの
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車が必要と認められたもの

第3目 種別割

（自動車税の種別割の税率）

第43条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

営業用

一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。第46条の2第1項第3号において同じ。）

省略

省略

- (4)・(5) 省略

2 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前項第2号に定める額に、当該トラックの営業用又は自家用の別及び総排気量に応じそれぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

省略

3 省略

（自動車税の種別割の賦課期日）

第44条 自動車税の種別割の賦課期日は、4月1日とする。

（自動車税の種別割の納期）

第45条 自動車税の種別割の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 自動車税の種別割の賦課期日後に納税義務が発生したものに係

（自動車税 \_\_\_\_\_ の税率）

第43条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し

\_\_\_\_\_, 1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く \_\_\_\_\_。）

営業用

一般乗合用 \_\_\_\_\_（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする \_\_\_\_\_。）

省略

省略

- (4)・(5) 省略

2 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるもの \_\_\_\_\_ の税率は、前項第2号に掲げる額に当該自動車の \_\_\_\_\_ 総排気量に応じそれぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

省略

3 省略

（自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日）

第44条 自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日は、4月1日とする。

（自動車税 \_\_\_\_\_ の納期）

第45条 自動車税 \_\_\_\_\_ の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課期日後に納税義務が発生したものに係

る自動車税の種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、随時とする。

(自動車税の種別割の課税免除)

**第46条** 次\_\_\_\_に掲げる自動車に対しては、自動車税の種別割を課さない。

(1)~(4) 省略

(自動車税の種別割の減免)

**第46条の2** 知事は、次\_\_\_\_に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税の種別割を減免することができる。

(1)~(3) 省略

2 知事は、自動車税の種別割の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する自動車(修理等のため、展示することができないものを除く。)

\_\_\_\_であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税の種別割については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税の種別割の年額の12分の3に相当する額(当該自動車税の種別割の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第177条の10第2項の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税の種別割に相当する額)を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 自動車税の種別割について滞納がある者又は減額を受けようとする年度の自動車税の種別割について納期限内に納付していないものがある者

(2)・(3) 省略

3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当該損傷のために運行の用に供することができなくなったものに対して課する自動車税の種別割(当該自動車を運行の用に供することができなくなった日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税の種別割に限る。)については、当該自動車の修理に要する費用の額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)が当該自動車税の種別割の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税の種別割の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

(自動車税の種別割の徴収の方法)

**第47条** 自動車税の種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

2 新規登録\_\_\_\_の申請があつた自動車について法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、\_\_\_\_賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 自動車税の種別割の納税者は、前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税の種別割については、法第177条の13第1項の規定により提出する申告書に県が発行する証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、申告書に証紙代金収納計器によつて証紙の額面金額に相当する金額の表示をすることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して申告書に納税済印の押なつを受けることにより証紙に代えることができる。

(自動車税の種別割の徴収の方法の特例)

る自動車税\_\_\_\_で普通徴収の方法によつて徴収するものの納期は、随時とする。

(自動車税の非課税\_\_\_\_)

**第46条** 次の各号に掲げる自動車に対しては、自動車税\_\_\_\_を課さない。

(1)~(4) 省略

(自動車税\_\_\_\_の減免)

**第46条の2** 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税\_\_\_\_を減免することができる。

(1)~(3) 省略

2 知事は、自動車税\_\_\_\_の賦課期日において、古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する(ただし、修理等のために展示できない場合は、この限りでない。)自動車

\_\_\_\_であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税\_\_\_\_については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税\_\_\_\_の年額の12分の3に相当する額(当該自動車税\_\_\_\_の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第150条第2項\_\_\_\_の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税\_\_\_\_に相当する額)を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 自動車税\_\_\_\_について滞納がある者又は減額を受けようとする年度の自動車税\_\_\_\_について納期限内に納付していないものがある者

(2)・(3) 省略

3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当該損傷のために運行の用に供することができなくなったものに対して課する自動車税\_\_\_\_(当該自動車を運行の用に供することができなくなった日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税\_\_\_\_に限る。)については、当該自動車の修理に要する費用の額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)が当該自動車税\_\_\_\_の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税\_\_\_\_の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

(自動車税\_\_\_\_の徴収の方法)

**第47条** 自動車税\_\_\_\_の徴収は、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があつた自動車について法第150条第1項\_\_\_\_の規定により課する自動車税\_\_\_\_の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 自動車税\_\_\_\_の納税者は、前項の規定によつて証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税\_\_\_\_については、法第152条第1項の規定によつて提出する申告書に県が発行する証紙をはつて納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、申告書に証紙代金収納計器によつて証紙の額面金額に相当する金額の表示をすることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して申告書に納税済印の押なつを受けることにより証紙に代えることができる。

(自動車税\_\_\_\_の徴収の方法の特例)

**第47条の2** 自動車税の種別割の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録\_\_\_\_\_の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第177条の13第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税の種別割を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。

（納税管理人の申告等）

**第66条** 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割、鉱区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割、鉱区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（自動車税の種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

**第74条** 法第177条の13第1項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第146条第3項の使用者となつた場合又は同項の使用者でなくなつた場合

(6) 省略

2 自動車税の種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日以内に法第177条の13第1項に規定する申告書（次項において「申告書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、当該事実が発生した日から15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をしたときは、この限りでない。

**第47条の2** 自動車税\_\_\_\_\_の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第152条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る\_\_\_\_\_自動車税\_\_\_\_\_を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。

（納税管理人の申告等）

**第66条** 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税\_\_\_\_\_、鉱区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税\_\_\_\_\_、鉱区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関する申告又は報告義務\_\_\_\_\_）

**第74条** 法第152条第1項の条例の\_\_\_\_\_定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第145条第3項の使用者となつた場合又は同項の使用者でなくなつた場合

(6) 省略

2 自動車税\_\_\_\_\_の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日以内に法第152条第1項\_\_\_\_\_に規定する申告書（次項において「申告書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、当該事実が発生した日から15日以内に\_\_\_\_\_道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録\_\_\_\_\_の申請をしたときは、この限りでない。

3 自動車税の種別割の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(自動車税の環境性能割の徴収猶予の申告)

**第76条の2** 法第164条第2項の規定により自動車税の環境性能割の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足りる書類を添付して、法第160条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

**第76条の3** 自動車の取得者は、その取得価格が自動車税の環境性能割の免税点以下である場合においては、法第160条第2項に規定する報告書を第42条の5各号に掲げる自動車の\_\_\_\_区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(県税の減免申請)

**第80条** 省略

2 省略

3 第42条の7第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により\_\_\_\_徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法により\_\_\_\_徴収されるものにあつては第42条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法により\_\_\_\_徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日までに)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。 )又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。 )及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。 )を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)~(7) 省略

4 第46条の2第1項第3号又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 減免を受けようとする自動車税の種別割の年度及び税額

(3)・(4) 省略

3 自動車税\_\_\_\_の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(自動車取得税\_\_\_\_の徴収猶予の申告)

**第76条の2** 法第125条第2項の規定により自動車取得税\_\_\_\_の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名(名称)、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足りる書類を添付して、法第122条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

**第76条の3** 自動車の取得者は、その取得価格が自動車取得税\_\_\_\_の免税点以下である場合においては、法第122条第2項に規定する報告書を第36条各号\_\_\_\_に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(県税の減免申請)

**第80条** 省略

2 省略

3 第38条第3号\_\_\_\_若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第36条\_\_\_\_に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日までに)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。 )又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。 )及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。 )を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)~(7) 省略

4 第46条の2第1項第3号又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 減免を受けようとする自動車税\_\_\_\_の年度及び税額

(3)・(4) 省略

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 減額を受けようとする自動車税の種別割の年度及び税額

(2)～(4) 省略

(5) 自動車税の種別割を納付済みである場合においては、その納付先及び納付年月日

#### 第5章 罰則

**第87条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項若しくは第160条第1項の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令

附則第4条の6

第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と

、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 減額を受けようとする自動車税 \_\_\_\_\_ の年度及び税額

(2)～(4) 省略

(5) 自動車税を納付済 \_\_\_\_\_ である場合においては、その納付先及び納付年月日

#### 第5章 罰則

**第87条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項若しくは第122条第1項の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

#### 附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令

（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）附則第4条の6

第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。））」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(県民税の法人税割の税率の特例)

**第17条** 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。

(中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税)

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する



各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

第22条及び第22条の2 削除

各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～6 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(自動車取得税の非課税)

第22条 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

- (1) 地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けて一般乗合用のバスを運行する路線であること。
- (2) 平均乗車密度に1日当たりの運行回数に乗じて得た数値が15以上150以下であること。
- (3) 知事が地域住民の生活に必要なと認められた路線であること。

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2 営業用の自動車(軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第35条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこ

の項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定め

- る窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- 4 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック

クであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

5 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項まで又は前3項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(法附則第12条の2第2項第4号イ<sup>(2)</sup>に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

7 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸

化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

8 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定又は第2項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

㉞ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

㉟ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

㉞ 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

㉟ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で地方税法施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

㉞ 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

㉟ 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第22条の4 省略

2 法附則第12条の2の7第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3、第41条の7及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第22条の4 省略

2 法附則第12条の2の7第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3、第41条の7及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第7号 本文	省略	
第4条第1項第7号 ただし書	省略	
省略		

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項第8号 本文	省略	
第4条第1項第8号 ただし書	省略	
省略		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>(愛媛県核燃料税条例の一部改正)</p> <p>12 愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>	<p><b>附 則</b></p> <p>(愛媛県核燃料税条例の一部改正)</p> <p>12 愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号) _____ の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div>

附則第12項の次に次の1項を加える。

(愛媛県核燃料税条例の一部改正)

13 愛媛県核燃料税条例(平成30年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納税地等)</p> <p><b>第14条</b> 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、        県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「<u>固定資産核燃料税</u>        税」と、県税条例第4条第1項中「<u>(10)</u> 固定資産税 償却資産の        」        「<u>(10)</u> 固定資産税 償却資産の所在地        所在地」とあるのは <u>(10)の2</u> 核燃料税 価額割及び出力割にあ        核燃料物質重量割にあ        つては、発電用原子炉の所在地 と、県税条例第8条第1項        つては、発電用原子炉施設の所在地」        中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条        例(平成30年愛媛県条例第48号)」とする。</p>	<p>(納税地等)</p> <p><b>第14条</b> 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、        県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「<u>固定資産核燃料税</u>        税」と、県税条例第4条第1項中「<u>(11)</u> 固定資産税 償却資産の        」        「<u>(11)</u> 固定資産税 償却資産の所在地        所在地」とあるのは <u>(11)の2</u> 核燃料税 価額割及び出力割にあ        核燃料物質重量割にあ        つては、発電用原子炉の所在地 と、県税条例第8条第1項        つては、発電用原子炉施設の所在地」        中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条        例(平成30年愛媛県条例第48号)」とする。</p>

(愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p><b>第22条の7</b> 省略        (自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><b>第22条の8</b> 営業用の自動車に対する第42条の4第1項及び第2項        (これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)並        びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左</p>	<p><b>附 則</b></p> <p><b>第22条の7</b> 省略</p>



欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

(自動車税の種別割の税率の特例)

**第23条** 次に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車  
 車で内燃機関を有しないものをいう\_\_\_\_\_)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で地方税法施行規則で定めるものをいう\_\_\_\_\_)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で同省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で同省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車  
 車で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより  
 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう\_\_\_\_\_)並びに第43条第1項  
 第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で平成18年3月31日までに最初の第42条の2第3項\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の4第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号  
 に掲げる自動車以外の自動車  
 で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

(自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

**第23条** 次に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車  
 車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同\_\_\_\_\_)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で地方税法施行規則で定めるものをいう。同\_\_\_\_\_)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で同省令で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で同省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車  
 車で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより  
 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。))並びにバス(一般乗合用  
 のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する令和元年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  
 で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの  
 \_\_\_\_\_
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_その他の前号に掲げる自動車以外の自動車  
 で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
 \_\_\_\_\_

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車  
 が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車  
 が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるものに適合するもの又は同

条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（法附則第12条の3第2項第4号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいい、次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに適合するもの

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号の表自家用の項	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円

	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第 1 項第 2 号の表営業用の項	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第 1 項第 2 号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	4,000円
	7,500円	2,000円
第 1 項第 2 号の表自家用の項	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第 1 項第 2 号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	5,500円
	10,200円	3,000円
第 1 項第 3 号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第 1 項第 3 号の表営業用その他の項	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第 1 項第 3 号の表自家用の項	33,000円	8,500円

	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第 1 項第 4 号の表	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第 1 項第 5 号の表キャンピング車の項	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第 1 項第 5 号の表宣伝車の項	20,600円	5,500円
	7,600円	2,000円
第 1 項第 5 号の表霊きゆう車の項	11,000円	3,000円
	4,200円	1,500円
第 1 項第 5 号の表その他の項	9,700円	2,500円
	13,200円	3,500円
第 2 項の表営業用の項	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第 2 項の表自家用の項	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率が100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項第 1 号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円

		13,800円	7,000円
		15,700円	8,000円
		17,900円	9,000円
		20,500円	10,500円
		23,600円	12,000円
		27,200円	14,000円
		40,700円	20,500円
	第 1 項 第 1 号の表自家用の項	29,500円	15,000円
		34,500円	17,500円
		39,500円	20,000円
		45,000円	22,500円
		51,000円	25,500円
		58,000円	29,000円
		66,500円	33,500円
		76,500円	38,500円
		88,000円	44,000円
		111,000円	55,500円
	第 1 項 第 2 号の表営業用の項	6,500円	3,500円
		9,000円	4,500円
		12,000円	6,000円
		15,000円	7,500円
		18,500円	9,500円
		22,000円	11,000円
		25,500円	13,000円
		29,500円	15,000円
		4,700円	2,400円
	第 1 項 第 2 号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	8,000円
		7,500円	4,000円
	第 1 項 第 2 号の表自家用の項	8,000円	4,000円
		11,500円	6,000円
		16,000円	8,000円
		20,500円	10,500円
		25,500円	13,000円
		30,000円	15,000円
		35,000円	17,500円
		40,500円	20,500円
		6,300円	3,200円
	第 1 項 第 2 号の表自家用けん引自動車の項	20,600円	10,500円
		10,200円	5,500円
	第 1 項 第 3 号の表営業用一般乗合用の項	12,000円	6,000円
		14,500円	7,500円
		17,500円	9,000円
		20,000円	10,000円
		22,500円	11,500円

	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号の表キャンピング車の項	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第67条の3第4項の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第16条の6の改正規定及び次項の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条及び附則第6項の規定 令和3年4月1日  
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第16条の6の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(事業税に関する経過措置)
- 3 新条例第18条の2及び附則第19条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)
- 4 新条例第42条の4並びに附則第22条の8及び第22条の9の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 5 新条例第43条並びに附則第23条及び第24条の規定は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 6 第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第23条の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第5号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年7月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の特別措置)</p> <p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から<u>令和3年3月31日</u>までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(事業税の特別措置)</p> <p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から<u>平成31年3月31日</u>までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から<u>令和3年3月31日</u>までの期間(当該計画期</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(以下「計画区域」という。)内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から<u>平成31年3月31日</u>までの期間(当該計画期</p>

間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(5) 省略

2 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(5) 省略

2 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成31年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

（愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和3年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>



2～4 省略

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

2～4 省略

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から平成31年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例(平成20年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が令和3年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が平成31年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

(愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(平成25年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和3年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成31年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

## 附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 適用期日 )

- 2 第 1 条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第 2 条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第 3 条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第 5 条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

( 経過措置 )

- 3 第 1 条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第 5 条の規定、第 2 条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第 4 条の規定、第 3 条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例第 4 条の規定又は第 5 条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第 5 条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。